

---

平成28年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

平成28年3月11日 (金曜日)

---

**議事日程 (第4号)**

平成28年3月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

**出席議員 (14名)**

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	4番 有永 義正君
5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
9番 丸山 年弘君	10番 田原 宗憲君
11番 吉元 成一君	12番 塩田 文男君
13番 武道 修司君	14番 田村 兼光君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 係長 脇山千賀子君

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君  
教育長 …………… 亀田 俊隆君  
会計管理者兼会計課長 …………… 神崎 博子君  
総務課長 …………… 則行 一松君 財政課長 …………… 八野 繁博君

企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	柿本直保美君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	平塚 晴夫君	産業課長	今富 義昭君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	吉留梯一郎君
総合管理課長	塩田 健治君	環境課長	進 信博君
農業委員会事務局係長			西畑 尚幸君
商工課長	中野 康弘君	学校教育課長	繁永 和博君
生涯学習課長	吉元 保美君	監査事務局長	永野 賀子君

---

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
池 亀 豊	1. 築上町の保育料について	①築上町の保育料について、前回の一般質問で母子世帯も同居の祖父母の所得を世帯収入とみなし算定しているとのことだったが再度町長の意見をお聞きしたい。
	2. 嘱託職員の産休・育休について	①前回の議会の答弁の中で、明確な答えを得られなかったため、再度町長の意見をお聞きしたい。
	3. 地区実施計画書及び指定管理に伴う自治会の公共施設の維持管理について	①自治会が毎年提出する地区実施計画書の対応状況について ②自治会が指定管理を受け管理している公共施設について、維持管理が厳しい状況にあるが、その対応について
	4. 防衛省への要望について	①先日基地対策特別委員会で要望行動に行った際の「区域指定告示以降の住宅全てについて防音工事の補助対象とすること」の要望に対し、防衛省から「F15からF2への機種変更の中での騒音調査結果を見て対応していきたい」との回答を得たが、町長の考えは。
信 田 博 見	1. 国見の森自然公園と国見山の活かし方について	①国見の森公園を森林セラピー基地にする考えは。 ②国見山に展望台を設置する考えは。 ③キャンプ場を何らかの形で活かす考えは。
	2. 林道国見山線について	①県事業の求菩提へ通ずる林道国見山線の進捗状況と今後の計画について
	3. 水道の断水について	①貯水池だけでなく、町内の数箇所にボーリングする考えは。
田 原 宗 憲	1. 庁舎の建替えについて	①建替えの進捗状況と今後の計画について
	2. 町営住宅について	①町営住宅の建替えは今後行うのか。また解体後の跡地はどうするのか。 ②町営住宅の戸数と空き家状況と、耐用年数について ③入居当初から設置されている浴室設備の耐用年数について

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
工藤 久司	1. 築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略について	<p>①基本目標のどの項目に最大の力を注ぐのか。</p> <p>②移住・定住には住宅環境の整備が必要だが、具体的な構想は。（子育て支援・雇用の場・教育環境の充実等大胆な発想で他の自治体との違いをもっと鮮明にすべきだが）</p> <p>③課題に対応すべくチームを早急に発足すべきと思うが</p>
小林 和政	1. 非正規職員について	<p>①現況について ア、雇用状況（採用・契約・賃金） イ、業務内容（正規との相違を明確に） ウ、労使協定</p> <p>②将来の方向づけについて</p>

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。発言は昨日の続きの議員からとします。

なお、質問は、前の質問席から行ってください。答弁を行う者は所属と氏名を告げて発言してください。

では、7番議員、7番、池亀豊議員。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず初めに、築上町の保育料について質問いたします。

私は、12月議会の一般質問、子育て支援についてで、ひとり親世帯の保育料を決める際、築上町では同居の祖父母の所得を母子世帯の世帯収入とみなす場合が多くあることについて、保育料のさらなる軽減を求めて質問いたしました。

今日本では、2人以上の世帯のうち勤労者世帯の実質可処分所得が30年前以下の水準に落ち込んでいることが、総務省の家計調査でわかりました。可処分所得が下がった要因の一つは、実収入が伸び悩んでいることです。

名目値見ると、実収入は1997年の59万5,214円を頂点に、2015年度には52万5,955円と7万円近くも下がりました。非消費支出の増大も可処分所得を減らしました。非消費支出は2015年度には9万8,508円と調査開始以来の高額となり、実収入の18.7%を占めるまでになりました。

とりわけ深刻なのは、日本社会の中で貧困と格差が広がっていることです。OECDの統計では、日本は6人に1人が貧困に苦しむ世界有数の貧困大国です。ひとり親家庭の子供の貧困率は50%を上回り、OECD加盟国34カ国で最悪、50%を超えるような国は日本しかありません。貧困は次の世代へ連鎖します。貧困を放置することは日本社会の損失であり、これを解決することは、日本の未来を切り開くことにつながります。

12月議会では、副町長より、近隣自治体、先行自治体等を参考にしながら、若いお母さん方に経済的負担がかからないような形で、切れ目のない支援をやっていききたいとの答弁をいただきました。

京築地域の近隣自治体では、吉富町が世帯分離をしているひとり親世帯の所得を基準に保育料

が算定されています。若いお母さん方は、生活が苦しくて親と同居しているのだと思います。ぜひ築上町でも、一生懸命働きながら子育てをしているお母さん方を応援する立場で前向きな答弁をお願いいたしまして、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚でございます。保育料につきましてではありますが、父母または祖父母等が同居している場合、いう場合は、これ住民票等の形式的要件ではなく生計をいつにしているということを基準にしております。単身赴任の場合とか、扶養義務者が就労等のために児童と別居してる場合があります。これにつきましても生計を維持し監護の関係にあると認められるときは、児童と同一世帯とみなしております。

ただし、住居同一世帯でありましても、台所が別、食事も別、お風呂も別、完全に二世帯住宅ということでも、住民票上世帯分離をしているという家庭につきましては、これは同居とはみなさず（ ）しているところでございます。

保育料につきましては、国庫・県費が交付されております。したがって、毎年県の監査、ヒアリングを受けております。また、国の会計検査の対象でもありますので、認定につきましては、慎重に実施をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） ぜひ、子育てのお母さん方を応援する立場で改善をよろしく願いたいと思います。

次の質問に移ります。嘱託職員の産休・育休について質問いたします。

12月議会で私は、労働基準法では第65条で、全ての労働者に産前産後の休業が認められています。また、育児介護休業法では、一定の条件を満たした非正規社員の育児休業の権利を保障していますと質問いたしました。

私が質問いたしました12月10日の日から約1週間後の西日本新聞12月18日付で「ブラック自治体、非正規酷使」の見出しで、NPOが全国の自治体を対象に実施いたしました労働法制達成度調査の結果を公表いたしました。報道では、回答した自治体の34%で育児休業制度が未整備で非正規の4分の3を占める女性が、大変働きづらい実態が明らかになったとされています。自治体がマタニティーハラスメントを行っているのは大きな問題だと報道されています。

本年2月23日、一億総活躍国民会議では、安倍晋三首相も、非正規で働く人の待遇改善は待ったなしの重要課題だと述べています。12月議会の質問でも述べさせていただきましたように、非正規職員が安心して働き続けられる職場環境の整備は、よりよい保育の実現にも大切だと思います。

築上町でも、憲法15条2項、公務員は全体の奉仕者であるとして、住民の皆さんの権利と福祉の実現のために努力している職員、特に非正規の職員の皆さんの待遇改善は、待ったなしの課題だと思います。

その第一歩として、非正規職員の育児休業制度の整備を早急に進めていただくようお願いいたしまして、町長の考えをお聞きいたします。（発言する者あり）（「財源がなかった」と呼ぶ者あり）

○議長（田村 兼光君） 則行課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課の則行でございます。若干現状等について御報告をさせていただきます。

町の嘱託職員につきましては、築上町嘱託職員の任用に関する規程というものがございまして、これにより任用を行っております。嘱託職員の任用期間は、規定5条によりまして最長1年間であり、また必要があるという場合は、さらに1年の更新ができるということとされておまして、通算3年が限度ということにされております。

御指摘の休暇等につきましては、現行の規定の第12条によりまして、休暇の種類ということで嘱託職員の休暇について規定がございまして。その中では、現状では年次有給休暇及び忌引休暇、この2点だけになっております。

現状では産休、育休の制度的なものはございませんが、現在この規程の見直し作業を総務課の中で実施しております。4月1日の実施を目指して労働条件の見直し、内容的には有給休暇、無給休暇、特別休暇、さらには雇用契約書等具体的に近隣の状況を見ながら、その分についても管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 今回は12月議会で明確な答弁がいただけなかったことも、もう一度質問させていただきました。議員活動の中で、この問題はずっと皆さんと一緒に考えていきたい問題だと思いますので、よろしく願いいたします。

今度は、次に、地区実施計画書及び指定管理に伴う自治会の公共施設の維持管理について質問させていただきます。

平成26年9月議会での一般質問で、当時の企画振興課長は自治会について、本町における自治会というのは、町の自治会設置要綱に基づいて町長が認定した住民自治組織という位置づけになっております。行政との役割は、本町の自治会につきましては、行政の執行に係る地域の受け皿、行政との連携、協力、そういった形での一面、それともう一つは、地域の自主的な運営組織という両面を持っていると答弁されています。

この答弁だけを見ても、自治会の長である自治会長の仕事は大変なものであると思います。私は、地元の自治会で評議員をしています、役員は2年任期で2年ごとの評議員会で新しい役員を決めます。

3年前の評議員会では、当時の自治会長さんは、その2年前の改選のとき、おりたいと言っているのを、あと2年だけと前自治会長さんがお願いして引き受けてもらった経過があり、前自治会長さんからは「もう、私は頼めない」と言われ、会議は2時間にわたって無言が進み、結局前自治会長さんを除く評議員全員で、あと2年だけとさらに延長をお願いして引き受けていただきました。

昨年の改選時の評議員会では2時間を超えても決まらず、再度会議を開くことで流会いたしました。評議員の皆さんから私にも、「池亀君、引き受けてくれ」と強く要請がありました。私は皆さんの気持ちに応えたい思いはいっぱいでしたが、事情があって引き受けられませんかとお断りした経過があります。

担当課長にお伺いします。自治会長の任務は本当に大変であるということをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本です。池亀議員は自治会長の任務は大変ということでございますが、自治会長さんにおかれましては、地元の自治会の各行事、もしくは各担当課から相談、協議等がございます。大変御苦労されているということも認識しております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 頑張っている自治会長さんを応援する立場でお願いしたいと思えます。

次に、自治会が毎年提出している地区実施計画書の対応状況について質問いたします。毎年提出する地区実施計画書、提出時の依頼文書、様式を見せてもらいましたが、役場のほうで各事業の対応努力について記載する部分がありますが、記載されている事項が専門用語、〇〇交付金事業など漠然としています。もう少し詳しくわかりやすい、素人の町民の方が読んでもわかるような、丁寧な記載をお願いしたいと思います。

平成27年3月議会で、自治会の地区計画についてチェックはどのようにしているのかとの質問に対し、当時の企画振興課長の答弁では、内容の確認をさせていただき、主管課の方が必要であれば現地調査をした上で、実施する必要がある場合は予算化しますと答弁していますが、毎年各自治会から提出された全ての案件について把握、理解をして、各自治会に対応状況資料を返しているのですか。



この制度は、できた当初から、ずっと上がっている事業があるのではないのでしょうか。今の状況では、各自治会長、役員が、総会などで説明し、協議することが難しい状況があります。私が申し上げたいのは、この地区実施計画のおかげで、築上町もすばらしいまちづくりが進んでいると思います。

ですから、さらに踏み込んで、もう少し各事業それぞれについて具体的にわかりやすく対応状況を示し、要望のある自治会には年に1回でも対応状況について説明する場を設けてはどうでしょうか。

以上、地区実施計画の対応の改善について、担当部長の答弁を求めます。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課、江本でございます。先ほどの地区実施計画、自治会の実施計画に対する対応状況ということでございますが、池亀議員がおっしゃるとおり、自治会地区実施計画につきましては、毎年、年度がわりに各自治会の総会等の住民総意のもとで進捗状況や自治会をとりまく状況の変化によって、見直しを行っていただいております。それにつきまして、6月末までに総会終了後、提出をしていただいております。

その地区実施計画におきましては、町行政が実施するべきものについては、担当課に仕分け整理をし、できるだけ早く担当課に通知を行っております。担当課では、この地区実施計画の内容を精査し、次年度予算要求の重要な資料として取り扱っております。

各自治会には、池亀議員がおっしゃったとおり、毎年地区実施計画の見直しの依頼、通常2月ごろに行うんですが、折に、各自治会の実施計画、進捗状況、もしくは実施できない理由等を担当課に調査、集計し、簡潔に表にまとめて当初に報告してます。

これにつきまして、なかなか文書が短いものですから、わかりにくいという御指摘だと思いますが、この文書につきましては、次回よりはもう少しわかりやすいほうに改善を検討してまいりたいと思います。

また、文書では書き切れない部分がどうしてもございますので、そういう場合には自治会長さんのほうから言っていただければ、各担当課と連絡調整をいたしまして、詳細な説明をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 先ほどおっしゃいました、この制度ができた当初からずっと上げてる事業があるのではないかという疑問があるんですが、その点はいかがでしょうか。把握とかはちゃんとできてるのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。（「ちょっと僕が」と呼ぶ者あり）新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、大きな事業がありますよね。そういうなかなか困難な場合もございます。というのは、道路の事業で、例えば当初は用地買収はできるという判断で了解を得ておったけど、実際に用地買収にかかった場合、なかなかできないと、こういう問題があるのが一番の原因でできてないと。

道路の問題が一番多く、あとの自治会内のソフト事業とか、そういうものについては極力、即座に実施できると言われてますけれども、道路、それから農業用施設、そういう形の中で、これは地元分担が徴収できないことがあるというふうなことに、井堰が悪いから、その井堰を改修してほしいとかいう形の中で、地元分担金の調達がなかなかできないという場合には、ちょっと実施不可能というふうなことが多々あるように思いますし、例えば臼田のほうは池の改修、地元分担金をフルに徴収できたので、池の改修を行ったと、そういう事例はありますけどね。大体計画に上げていただいた3年もしくは5年以内で着手ができるような状態でやっているとは思いますが、なかなかそれは困難な場合がございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） ぜひ地元の皆さんの要望に応えられる対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、自治会が指定管理を受けて管理している公共施設について、維持管理が厳しい状況がある。その対応についてお伺ひいたします。

自治会から指定管理を受け運営している公民館も、建設以来10年を経過して、いろんなところがたが来ています。費用がかかり、維持管理が難しくなっている現状があります。自治会費の値上げの意見も出ましたが、なかなか皆さんの賛同が得られず、自治会費では維持が難しくなってきました。

今回下水道事業の利用に伴う使用料が、国の事業の倍近く下水道料金を支払うことになりました。地元供用開始率の向上によって、公民館の下水道料金の減額の説明がありましたが、自治体の公共施設については、最初から免除か減額をしてもらいたいとの声が上がっています。担当課長に前向きな検討をお願いして、考えをお伺ひいたします。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課、江本です。自治会が指定管理を受けて自治会公民館として使用している公共施設につきましては、学習等供用施設、農業集落センターなど複数の所管課において指定管理をしておる状況でございます。

その維持管理につきましては、指定管理に基づく基本協定、これより年度協定、実施協定において、各公共施設の設置目的等により規定されていると思います。個別の管理の状況については、

担当課のほうでお願いしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 吉元生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉元 保美君） 生涯学習課、吉元でございます。生涯学習課で指定管理をしている施設の関係については、学習等供用施設が20施設、集会所が12施設ございます。学習等供用施設が建設されて今40年ぐらい経過をするということになっておりまして、順次バリアフリーを含めたところの関係の改修を進めているところでございます。大型改修でございます。

あと、個別の10アール未満の関係については、各自治会の管理であって、改修等の関係についてはお願いしているところでありますし、その基準となるのが学習等供用施設に関する補助金交付要綱並びに集会所等の関係の補助金交付要綱ということに規定がありまして、改修計画の2分の1を地元が調達していただくということになっておりますし、過去10年以内に何らかの改修をしたものについては、全て今の状態の関係で言うと地元負担ということになっているんですけれども。

先ほど申し上げましたように、施設がかなり30年、40年と経過をしている部分がありますもんですから、個別の地区計画を上げていただいて、個別対応の関係で実施をするというケースも多々あるということになる。

いずれにしても、小さな改修、その他の関係については地元のほうの関係でやっていただいて、大きな改修等については相談していただいて対応、補助金等の関係で修復ができるような事案については、補助金が成立するというような関係、先ほど言いました20と12の施設の自治会とは相談して、対応させていただくというところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 先ほど26年9月での議会での答弁のように、行政の役割と本町の自治会につきましても、行政の執行に係る地域の受け皿、そして連携、協力するといった形の上の面という役割があります。大事な自治会を発展させていく立場で、皆さんと一緒に協力してやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

最後に、防衛省への要望行動について質問させていただきます。

先日基地対策特別委員会で、防衛省に要望行動に行った際の「区域指定告示以降の住宅全てについて防音工事の補助対象とすること」との要望に対して、防衛省から「F15からF2への機種変更の中での騒音調査結果を見て対応していきたい」との回答を得ました。この回答は、私は前向きな回答として聞いたんですが、ほかの騒音調査をする中で、特に騒音が激しい地域が現実としてあるわけですから、その騒音調査の結果を見て対応していきたいということは、私は告示以降の住宅の防音工事を補助対象とすることとの要望に対して、ゼロ回答はあり得ないのではな

いかと考えます。

要望行動では、たくさんの一緒に行きました議員さんたちからは、住民の方たちから聞いている要望が切々と訴えられ、10年進展していない要望が少しでも進展するよう願っております。

町は、防衛省の対応待ちではなく、町からも働きかけるべきだと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この問題は、私が町長に就任してからずっと言ってきたのは、何も進展しないというのが現状でございます。というのは、平成4年10月以降に建った家、これはコンター内の家ですね。この分が全く防音の対策になっていないというふうなことで、そうすれば築上町の人口がだんだん減ってくるじゃないかというふうな指摘を防衛省のほうに、私は九州防衛局、それから本省のほうに、もう本当に口が酸っぱくなるほど言ってきたが何ら解消はされない。

具体的な案まで私は申し上げてる。例えば、激変緩和という言葉がございますが、一挙にするのは難しいだろうから、平成4年10月以降から1年ずつ年度を定めて、20年経過したことから基本的にやっていただくような制度的なものをつくっていただけないかというふうなことで、口が酸っぱくなるほど九州防衛局、それから本省にも言ってきましたけれども、なかなかそれが実現しない。

これは、いわゆる騒音測定とか何とかいう形、本省のほうとか防衛省は言うんですけども、実際現実的に騒音でうるさい地区は、当然築上町のコンター内だけではございません。全員がやはり飛行機が飛んで騒音に悩まされておる。というようなことで、やっぱりこれも私は、住民が防音をぜひ考慮して、これは今からですね。だから、それができないからもう町に任してくれんかと、町にこの防音の該当した補助金を、そしたら町のほうが配分するから、そこまで任してくれんかという言い方も、委託をしてくれというふうな話もしてはありますが、このとおり何も進展がないというのが現実でございます。

こういう形の中で、基本的には態様変更等々は、この問題が片づかなければ、態様変更についての協議も私は述べないと、このような話もやっとならばございまして、そういうことで、金はやっぱり国が出すものでございます。実施も国が今やっておるということで、我々はそういう一つのいろんな提案をやりながら、基地のある町の住民が騒音に悩まされなくて済むような政策をやってほしいということで、対応はやっとならばございまして。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） ぜひ防衛省の調査結果を見て対応していきたいという回答、それを何か曖昧なものとしないう、ぜひ厳しく町長から進めていっていただきたいと思います。特

に騒音の激しい地域に引っ越してこられた方は、もうよそに行こうかと思ってるという方がいっぱいいらっしゃいます。

先ほど申しましたように、要望のほうの中で議員さん皆さんが、本当に切々と町民の皆さんの気持ちを訴えておられたのを聞いて、私は心強く思いました。町長にぜひ先頭になっていただいて、町民の皆さんの騒音被害をなくしていくよう頑張っていきたいと思います。

本日はこれで質問を終わります。

○議長（田村 兼光君） 池亀さんの質問が終わりました。

.....

○議長（田村 兼光君） 次に、8番目に、5番、信田博見議員。信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） 3点ほど通告しております。風邪ぐあいが悪くて、声の調子がよくないですけども（発言する者あり）国見の森自然公園と国見山の生かし方について、3点、通告しております。

国見の森自然公園をセラピー基地にする考えはあるかということでございます。この森林セラピーという言葉は、新しいものじゃないんじゃないかなと思います、うちの町にとっては。

というのが、ビラ・パラディで前働いていた木本さんという方が自分の考えというか、自分で国見山の中の道を切り開き、人が逆に歩けるように整備をし、ビラ・パラディからのお客さんを連れて行って、そして国見の頂上に行って、少し西のほうが見渡しが悪いねというんで、自分たちで展望台まで建てたんですね、4メートルぐらいの展望台を。そこまでしてやってたんですけども、もうやめてしまっただけ。そういうことで、もう少し町のほうがそういう森林セラピーということに対して力を入れたなら、まだまだ話はもっともっと進んだかなと思います。

この国見山を取り巻く国見の森自然公園というのが、築上町の財産としてあります。この国見の森自然公園というのが、どこまでが国見の森自然公園なのかというのを一つ考えてみたんですけども、恐らく国見山の麓を築上町が購入して、もとは椎田町なんですけども、購入して、それが70ヘクタールあったところでして、そして、その下に龍城院キャンプ場というのがあります。恐らく、この龍城院キャンプ場も入ってるんじゃないかなと思うんですよね。

それで、そのシマのほうに、20年ぐらい前に購入した4町か5町ぐらいのヒノキの山があるんですけども、それも入っとるんじゃないかなと思うんです。ですから、すごい広い自然公園なんです。その自然公園という名前がついている以上、何か利用したらいいんじゃないかなと今思っているわけですね。

その自然公園の真ん中に、真ん中というか真如寺川の水源地、水源地というか池に、そこに水神様というのを祭っております。それがど真ん中、真ん中あたりになるんですよ。昔、日照りが続いたときには、村の人たちが塩水を持って、そこに参拝に行ったんですね。そしたら、あると

き、（ ）よく知らないんですけど、という言い伝えがあります、今ほとんどそんなことありませんが、そういう水神様というのが祭られております。

ということで、その森林セラピー基地にする考えというのはないかと、町長にお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、国見の森自然公園ですか、これの有効活用が、自然公園ということで、自然を大切に育てていこうというようなことで、あのあたりを自然公園ということで議会の議決を経て、一応公園化しておるところでございます。

そういう形の中で、意図的な形での、私はセラピーという形じゃなくて本当に自然の中のセラピーというふうな、セラピーという言葉は私もう使いたくないんですね。基本的にはセラピーという言葉を使えば、国の認定を受けなければいけないという形になります。豊前市は何か認定を受けて、セラピーという事業をやるのに非常にいろんな国からの制約を受けるような状況もあります。

そこで自然に、築上町で自然に山を愛する人たちが気軽に利用していただくという形になれば、一応健康志向の折とか、こういう形でもう山歩きをしてもらえる、そして春から夏にかけては山菜とりとか、秋についてはいろんな山のイベントございますから、そういう形で魅力的で、そして築上町のとにかく健康志向をやっていただく、そしてまた町外からの築上町は自然のあるいい町だなという形で山歩きに来ていただく。

そうすれば、今ある広域林道、やっぱりそれを基幹にいろんなウォーキングコースを設けたりとか、そういう形で一つリニューアルをしていきながら、そして後、当然トイレあたりも必要になるので、今利用できるトイレをイメージしながら、ちゃんとパンフレットつくっていくとか、そういう形のもので都会にPRしていけば、ある程度、そして後できれば、本来なら地場産の野菜の加工品等々つくっておれば、それを皆さんがある程度販売できるようなシステムになればいいかなということで考えておりますけど、なかなかやっぱりそういう形のものに実現できてないというのが今日あるようです。

それがあるという中で、今回一応林道国見線というのができました。これを基盤とすれば、この国見線からビラ・パラディまでも簡単に行けるような、今の狭苦しいビラ・パラディまでの県道ではございません。県道よりも広い道が林道で一応計画が入っておりますし、そこからビラ・パラディ、そこも一つの癒やしの一部なるんじゃないかなと、その辺考えておりますし。

これをお金をかけないような形で何とか、地元の方がまず利用して、それを（ ）また来ていただける、そういう一つの国の指定を受けたセラピーじゃなくて、独自の癒やしの森、健康志向という形の中でフィトンチッドという木の精ありますけど、この精を体に浴びながら健康を求めていくという山に期待、このように感じております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） 国の認定を受けないと、そういうセラピー的なことがやりたいということですが、この森林セラピーというのは、もともとは国土緑化推進機構というところが、こういうことをしようということで始めたみたいなんですけども、国土緑化推進機構と緑のふるさと協力隊の地球緑化センターか、全然違うんですね。

この国土緑化推進機構が今はNPO法人の森林セラピーソサエティというところに移管しております、だから森林セラピーという言葉も、森林セラピーロードという言葉、森林セラピストか、この3つの言葉を商標登録してるんで、勝手には使えないんですね、今。これはどうかと私も思うんですけども、町長がそう考えるならそれでもいいと思います。やってほしいなという思いがあります。

この森林、森の中へ帰ると、特に広葉樹の森だとかは、非常に体も心もやせるということは、僕は生まれて龍城院という田舎に生まれて、仕事も山で仕事してきました。ですから、もうよくわかっております。

それがずっと森林浴が出てきまして、森にはフィトンチッドという、そういうのを出して、それが人間を癒やすんだというようなことを聞いたけど、それは実際わかってなかったんですね。でも森林セラピーとなったら、これは医学的にも科学的にもそれが解明されて森林セラピーということになったということでございますので。それが本当であるならば、絶対これを、森を使わない手はないと思います。ということで、ぜひそれをやっていただきたいなと思います。

今、福岡県で先ほど豊前が出ました、豊前、篠栗、うきは、あと1件どこだったかな、4カ所認定を受けております。豊前はまだ走り出したばかりで、なかなかまだ、ちょっと右往左往してるような状況です。が、恐らく、だんだん軌道に乗ってくるだろうと思います。だから、豊前と同じようなことやる必要はないですけども、豊前とともにタイアップしてやるのもいいかなと思います。

国見の森から求菩提のほうに通じる道もこれはセラピーロードに非常にいい歩きの道かなと思います。途中にはいろいろ、昔の道の墓だとかいろいろなものがありますので、本当にあの道を築上町（ ）と思います。

芭蕉塚という九州で初めて黒田官兵衛たちが花見をしたというところもあります。それを築上町が、豊前市のホームページ見ると大々的に載ってる、あれ築上町なんですね。でも豊前市はちゃんとそれを利用してる。ということで、ぜひしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

あと、林道について質問しようと思ったんですけども、課長に林道のことちょっと聞いたら、

町長が言われたように、ビラ・パラディと林道とがつながるということで、林道からビラ・パラディにすっと行けるような道路ができるということでございますので、国見の森自然公園からビラ・パラディまで車で行っても10分、かかるかかからんかぐらいで、かかるかもしれんですね、行けるんですね県にその道ができれば。それから、それに林道ができれば、寒田のほうからも豊前のほうからも、国見の森に来れるんですね、非常に便利になります。

今もう、岩丸から極楽寺から、それから（ ）から椋原からも今来れるようになっております。いろいろ便利になっておりますので、ぜひこの森林セラピー（ ）たものをぜひやっていただきたいと思えます。

先ほど話にも出ましたが、この国見の森自然公園の中心は、やっぱり国見山のほうですね。この国見山というのは豊前の国が一望に見えるということで国見山ということだろうと思うんですけども。今ちょっと西のほうが見えなくなっております。

前のビラ・パラディの支配人の方やみんな展望台つくったんですけども、二、三年前にちょっと危険だということで、ずっと前かな。そこに展望台の設置できないかということ、前にも言いましたけど、副町長に。副町長に聞こう。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 展望台、私も産業建設課長の時代に芭蕉塚とか、ああいう山、結構歩いてますので、展望台も知っております。町長も（ ）ます。その展望台をつくるということになれば、やはり1,500万から2,000万円ぐらいかかるだろうという試算がありますが、そこは単費ということじゃなくて補助か何か財源を見込んだ上で計画はしていきたいと思う。いたずらに単費でつくるということじゃなくて、展望台の利便なところで、もう少し何か人が集まるような形ではやっていきたいなと思ってます。とにかく財源をちょっと探していきたいなと思ってます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） 西側の山は、ほとんど森林開発機構が、今何て言うんですか緑資源公団とかいう、その山です。森林組合のほうにも、そういう来てもいいよという話をしてくれという話もしております。

あそこ少し10メートル切れる、それに展望台を建てたら、恐らく宇都宮鎮房の城があった大平池とか、あの辺も見えてくるんじゃないかなと思うんですね、たくさんあるから。寒田・椋原のあたり、それから平尾台、皿倉山あたりも見えるんじゃないかな。とにかく360度、パノラマになるんですね。非常にあそこはいいところになります。ぜひそれをやっていただきたいと思えます。



次に、龍城院キャンプ場を何らかの形で生かす考えはないかということでございますが、何か町長考えてますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今のところ、今の現状でという形で利用客がなければ必要な施設は残しておいて、撤去も傷んだところは除けてもいいかなという考え方でございまして、トイレの場合は絶対必要であると思います。先ほど申した、いわゆるセラピー（ ） そういう山のいい（ ） ためには、トイレとかそれから水源施設もこれあってもいいんじゃないかなと思っておりますし、いろんな施設もございますから、あと集客がいかにかできるかという問題もあるので、そのところと相談しながら検討していこうと思っております。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） なんでキャンプ場のことと思われるかもしれません。この森林セラピーの事業と龍城院キャンプ場と、そしてビラ・パラディと、ひっくるめて何かやると、できるんじゃないかなと思うんですね。やっぱり拠点がある、御飯食べたり、泊まったりとか、今つくられるので、恐らくキャンプ場、それからビラ・パラディというのが重要なものになってきておる気がします。ぜひ、我々も利用者がふえるように頑張りますから、町もよろしく願います。

2番目の質問に行きます。林道国見山線について、これはもう先ほどから話に出ておりますが、県事業の求菩提に通じる林道国見山線の進捗状況と今後の計画についてということで、課長をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

○建設課長（平尾 達弥君） 建設課、平尾でございます。林道国見山線の今の状況としましては、林道国見山線は森林管理道ということで、福岡県が代行林道事業にして行っております。それで幅員は4メートル、延長については約8,800メートルを計画しております。

平成26年度に事業着手しまして、当年度は全体の計画ということで、林道につきましては平坦な部ではなくて山の急峻なところ走りますので、起点と終点を結ぶについては、線形とかかなり集約されますので、全体を見据えた上での計画ということで、初年度については全体調査計画、設計を行いました。

それで、平成27年度、今年度より本格的な本工事に入っております。中間地点となります林道真如寺線との交差点部、それから2工区合わせて520メートルを今年度開設ということになっております。

引き続き28年度には、起点側、終点側との入れるところから入ってくるということで、約3工区を予定しております、1,120メートルの開設予定となっております。あと順次工事

を行いまして、計画では平成33年、工事としましては7年間、当初設計調査含めると8年間の全体事業期間となっております。

それで、町においても平成26年度より工事に先駆けまして、立竹木の補償、それと林道用地の買収等に必要となります基準点測量等を、県の本体工事とあわせて連携しながら今進めております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） ありがとうございます。ビラ・パラディとつながるところを、ちょっと説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

○建設課長（平尾 達弥君） 建設課長です。ちょうど中間付近になりますけど、ビラ・パラディの若干上のほうを通過するような形になりますけど、下からの県道の幅員も狭うございまして、林道の工事を進めるために林道に接する公道からいろんな工区から入りたいということで、ビラ・パラディのそこからその林道通過地点まで約現状では100メートル切るところなんですけど、ビラパラからその場所まで作業道ということで、車自体やと通れるようなコンクリートの舗装道路があります。

それとかなり急な道ということになりますので、県は本体工事をする上でも、工事用仮設道路ということで、若干山を巻き込むような形で勾配を緩くして、幅員についても建設機械が通れるということで、大体今現在でも3.5メートル前後幅員にして工事用道路もつくと。それはそのまま林道ができ上がった後も増給していただいて、ビラパラ、それと国見山線との連絡道路に使えるような形に要望しております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） ありがとうございます。かなりビラパラに行くのも便利がよくなるということでございますし、ぜひなるべく早く、最初は5年と言った、今7年と。

それでは、次に行きます。3番目、水道の断水についてということで、今回大型寒波がやってきまして、非常に水道管が破れて貯水池の水が、急激に減ったということで断水が続きました。築上町のいろんなお店を営む人たちは、地域（ ）たくさん休んだんではないかなというふうに思いますが、この状況になった一番の原因というのは水道管の破裂なんだろうが、こういうことは町の水道課としては想定していたかどうか。

○議長（田村 兼光君） 加來上水道課長。

○上水道課長（加來 泰君） 上水道課、加來でございます。今回の寒波というのが、強烈な寒

波が来るといのは、報道あたりで数日前からマイナス5度という話がありました。マイナス4度を下回ると水道管が破裂する、凍結破裂することがあるということで報道等でも言っていましたので、数日前から無線等で管のほう等をお願いしますということでは、十分利用者の方にはお願いしていた状態でございます。

ただ、それが想像より激しいというか、こんなに強烈な寒波が来るといことは想定はしておりませんでした。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） この貯水池の水が減ったというのがわかったのが、寒波が来た9時ぐらいですか。それで町の職員は非常に夜も寝ずに走り回ってたのは私も見てます。本当に頑張っているということで、ありがたいなというふうに思いました。何日もかからないで復旧したんでこれはすごいなと思いますが、これから先もそういうことはないことはないと思うんですよ。

過去にも椎田町だったんですけども、メーターが割れたということが結構あったんですね。そのときも町を上げてメーターをかえてもらったというのが記録があります。そういうときのために、断水するということは絶対あり得るかもしれません。

例えば役場、それから公民館等に井戸、ボーリングをして、そういうときにぜひどんどん使ってくださいよというような、そういうことというのはできないんですかね。自衛隊さんがおるから、自衛隊さんが水を持ってきてくれればどうかなるんだらうけれども、そういう水源地に頼らない井戸水というのを何とかならないのかと。町長でもいいです。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今のところそういうボーリングは、もうする予定はございません。というのは、ボーリングとしても使わない水になりますので、やっぱり使う水であればいいんですけど、非常時のためという形になれば、他の市町村とも応援協定もありますし、そういう形の中でどうしても本町で水がないという場合は給水車を頼みながら、そういう形で給水はできると。

そして、もう一つは、伊良原ダムがもうすぐ完成をいたします。その水が1日1,450トンかな、それぐらい来る形になるんで、水不足は絶対はないというふうな形で想定をしております。そういう形の中で新しいボーリングという形になれば、例えば企業を誘致するところは日奈古グラウンドのほうにボーリングは一応掘っております。

そういう形で、必要になる以上は掘らなきゃなりませんけれども、今のところ寒波に備えてとか、そういう断水に備えてのボーリングの考え方はありませんし、もししても水質が非常に悪うございます。今ボーリングで賄っておるのが、高塚水源地、それから宇留津の水源地ですかね。

その2カ所が今ボーリングで賄っておまして、非常にやっぱり水質が悪いので、これを鉄分を除去する装置とか、そういうのも重視して、基本的には邪馬溪ダムの水と伊良原ダムの水、そして岩丸川の水源地ですか、この3つが基本的な水源になろうかと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） ありがとうございます。個人的にも、今度は断水するなということで、ボーリングした人も何人かおったみたいですけども、築上町のボーリングの水質というのは余りよくないんですね。そういうことですか。わかりました。

ということで、今回のこの水道の断水に関して役場の職員、非常によく働いたなど、これはもうすごかったとっております。本当にありがとうございました。

以上で終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） ここで一旦休憩します。再開は午前11時10分からです。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番目に、10番、田原宗憲議員。田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 通告どおりに質問を行いたいと思います。

まず初めに、庁舎の建替えについてお聞きします。先日、吉元議員と武道議員の質問を参考にしてお聞きしたいと思います。

町長がお答えしたように、建替えの場所はJAのところと言いましたが、JAとの協議が無理の場合はどこに建てるのか。

また、28年度に調査・設計をして、29、30年度に施工を行うと言いましたが、日程的にちょっと無理ではないかと思うんですが、そこら辺もちょっとお答えください。

建設費は、どれぐらい予定していますか。また、合併特例債の70%を使用して、町の出だしはどれぐらいの金額になるのか。また、その町のお金があるのか、ないのか、具体的にお願ひします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 位置ですけれども、JAの跡もしくは、当初はその駐車場の空き地を伸ばそうかという計画がございましたので、JAが無理であれば、その空き地という形で考えておるわけでございます。極力JAさんと協議が整うようにですね。

そして、事業費あたりはまだ定かではございませんけれども、地方創生の中の考え方で、複合

ビルという形を私は考えております。というのが、佐賀県の武雄市では、図書館あたりとそれから商業ビルということと一緒にしておりましたけれど、私できれば庁舎、それからいろんな事務所、そしてまた下には、農協が今ふれあいあたりやってるんですけど、これよりももうちょっと大がかりな、いわゆる集合ショップをつくれば、皆さんが買い物に行きやすくなるんじゃないかなろうかと。いうようことで、テナントあたりを募集する1つの店舗を設けたらいかが、そうすれば事業費相当膨らみます、基本的には。

そして、あと地方創生の中で、これが認可をくれば、ある程度の国からの応援もいただける。もし、いただけない場合は過疎債ということで——違う、合併特例債、ごめんなさい。合併特例債という形の中で、これが総事業費の95%が借り入れできます。あとの5%は一般財源になりますけれども、95%を借り入れて、これを返すときに7割、国のほうが見ていただけるということで、実質的には68%ぐらいの補助になる計算になると思ひまして、5%手出しがありますんで、そういう形で70%にはなりませんけれども、60%後半の一応補助率というふうな感覚でいっておるところで、そうすればあと3割自己負担考えても、50億かかれば10億は町費が要るということで、これは一般財源を持っていかなきゃなりませんので、財政調整基金の取り崩しをやらなきゃいかんだろうと、このように考えております。

規模あたりは、まだ一応農協の跡地が決まれば、できるだけやっぱり人の集まる場所にしたいと、このように考えておりますんで、若干庁舎だけの規模よりも膨らむ可能性があります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 日程的に短ければ、考えもなかなかまとまらない。せつかく庁舎の建替えを行うんだから、期間を長く考えて、皆さんにいろいろ意見を聞いて、中途半端なもの建てるんじゃないなくて、やっぱりあつこの庁舎はすばらしいよとか、さっき言ったように、図書館とかいろいろ複合施設なりを庁舎に入れるような考えで、町長の任期はあと2年ですかね。2年、そこら辺にこだわらんで、ちゃんとしたものをお金がかかってでも建ててもらいたいなどは思いますんで、はい、お願いします。

続いて、次の質問に移りたいと思います。町営住宅の建設についてお聞きします。

まず初めに、2番の1、2、3とありますが、2番の質問を先にちょっとお聞きしたいと思ひます。町営住宅の戸数と空き家状況、また後の質問にも関係してきますので、耐用年数をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。ただいまの質問についてお答えいたします。

2番の町営住宅戸数、空き状況、耐用年数ということでございますが、今現在公共賃貸住宅サン・コーポ椎田2棟70戸を除いた町営住宅の全戸数は839戸でございます。そのうち入居中が651戸、空き家188戸の内容でございます。

耐用年数につきましては、国土交通省が定める公営住宅法の耐用年数というのがございます。これは公営住宅として管理する年数ということで定められている法でございます。一般の建築物の耐用年数の年数とは若干異なります。

内訳は、鉄筋コンクリート建て、耐火構造が70年でございます。これは一般は47年です。次に、準耐火構造、これはブロック造建てでございますが、45年でございます。これは一般では38年。もう一つ、木造建ての住宅は30年、これは一般では20から22年というふうに定められております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 町内のサン・コーポのけて839戸ですね。その中で空き家が180、全体で188ですかね。一応耐用年数が残ってるものが幾つと言ったんですかね。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。耐用年数が残った住宅は436戸でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 耐用年数が過ぎたものに関しては、今解体をしていってると思うんですよね。この後の次の質問になりますので、この耐用年数が過ぎたものに関しては、先日町長が解体をして、それでちょっと内容は異なるんですけど、耐用年数が過ぎたものに関しては解体していく。その跡地の利用に関しては、東八田住宅と南別府住宅に関しては区画整備をして販売なりをするということの回答だったんですかね。

この大きな住宅の中で築上町の中に、まだほかに耐用年数が過ぎた集合住宅というかいいうところが多分あると思うんですよ。それは課長わかるのであれば、ちょっと先に教えてもらえませんか。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。ただいまの耐用年数が経過した集合住宅という質問でございましたが——失礼しました。ただいまの質問ですが、耐用年数が経過した住宅は403戸でございます。

先ほどの御質問の中で、詳細な内容につきましては、ちょっと資料のほうの予備がございませ

るので、後ほど回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） さっき436が403戸ということかね、そうなんですかね。課長、いいです、いいです。自分がちょっとお聞きしたいのが、全般的に大きな団地、正毛田団地と新開の第1、第3、4、5、6ですか。その分に関しては耐用年数が切れてないんですかね。それちょっと答えてもらえます。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本です。ただいまの御質問の新開団地、これは1と2を合わせまして建てかえて、今第2団地と呼んでおります、これが今4棟ございます。正毛田団地につきましては、長屋建てが現在ございます。いずれの団地も町単独事業の予算を使いまして、今後は維持補修していくという団地という位置づけになっております。よろしいでしょうか。（「耐用年数は」と呼ぶ者あり）耐用年数ですか。

新開第2団地、今議員がおっしゃった新開第2団地と申しますが、3階建てが4棟ございます。これは旧椎田町で平成2年に建築された物件でございます。これにつきましては、現在24戸ありまして、法で定める耐用年数は70年です。残存年数があと44年残っております。

正毛田団地の耐用年数につきましては、ちょっと計算しておりませんが、後ほどでよろしいでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 濟いません、自分のちょっと言い方が悪かったかもしれないですけど、今後正毛田団地と——自分は古く感じるのですよ。木造の住宅に関しては、耐用年数がほとんど過ぎていると思うんですよ。ただ、まだ今の正毛田団地、新開第1ですか、平屋の住宅は。（「3、4、5」と呼ぶ者あり）3、4、5、6かな。その団地に関しては、まだ手を加えて改修していくちゅうことですか。何でかと言うたら、空き家が結構目立つんですよね。今後の対応に関して、まだ改修をして、募集をかけて手を加えていくのかを、ちょっといいですか。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。ただいまの新開団地でございますが、3階建てについては一応戸別改修という、平成23年度に策定しました築上町公営住宅長寿命化計画の中で、新開第2団地の3階建て4棟については、戸別改修で維持補修していく団地という位置づけになっております。

そうして、もう一つ議員がおっしゃった長屋建ちのほうの新開第3、第4、第5、第6団地につきましては、確かに議員のおっしゃるような空き家が目立ちます。しかし、長屋で丸ごと1棟

空き家というのがございまして、必ず何人かの方が入居されておると。そしてまた、高齢者の方、生活弱者の方が非常に多い団地ということで、一応23年度の長寿命化計画におきましては、将来的には入居状況並びに財政事情等予算の問題等考慮した上で建てかえていく団地という位置づけにはしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） ちょっと建替えるんですか。自分が議員になって9年になるんですけど、その中で町長に質問して聞いたのか、町長に個人的に聞いたのかちょっとよく覚えないうんですが、東八田団地ですか、あそこは建替えるというふうに自分は聞いておったんですね。あそこの住宅、年間で2棟、3棟ぐらい、解体していってるとは思うんですけど、ただ入居者の方は、築上町の中で一番初めに建替える団地は、東八田団地で町長、確か言ったはずなんですよ。覚えてないでもいいんですけど。

ただ、その中で、先日のほかの議員さんの質問のとき、町長ちょっと述べた内容でいったら、東八田住宅は一応解体をして、跡地も区画整理して売るというから、そこを新開団地を建替えるのか。建替える方法として今の課長の答弁としては、長屋に例えば4軒並びになれば、そこに1人しか入ってない。だから、それは例えばあいたときの対処法として、あいたら壊すのか。

ただ、今新開とかそういう、古いんですよ、多分40年ぐらいなると思うんですけど。ただ、その方も正直出たい、そっから引っ越しはしたいんでしょうけど、ただ、町営住宅から町営住宅にはなかなか移動はできない。

本当に住宅を建替える気持ちがあるのであれば、理由として町長がよく言うのが、そこに長屋の中に1人おとつたら、出たら壊します。答弁を何回かしたと思うんですね。だから、それを町のほうが手助けをして、町営住宅から町営住宅に特例として移動してもらって、そこを早急に壊す。今の状況で例えば入りたい人は、なかなかいないんじゃないですかね。少ないと思うんですよ、ゼロじゃないと思うんですけど。

だから、そういうところを町営住宅から町営住宅に移りませんか。そういうことに関しては、引っ越し費用までは町のほうが見られんでしょうけど、特例としてそういうアドバイスをして、入居している方が出るのを待つんじゃなくて、そこをちょっと理解をしてもらって、町営住宅から住宅に移れるようなことをしたら、早くそこを取り壊して、環境的にも新開住宅に関しては本当に空き家が町長も1回行ったことあるんでしょうけど、ほとんど入居されてないんですよ。

だから、そこら辺をちょっと考えてもらって、空き家であれば正直もったいない、本当に建替える気があるのかないのが先になるんでしょうけど、そこら辺特例として町長に答えてもらいましょうか。



○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には住宅事情等々考えれば、東八田と南別府は、もう一応建替えをしないという方針に至って、昔は建替える状況があったかもわかりませんが、そのところはもうずっと合併してからは、もう取り壊しという方針でいって。あとの団地で、さっき言ったように、住宅から住宅の移動というの、これは通常の住宅なら無理と思うんですが、これは一応新開の古い部分で、例えばまだ耐用年数がある。耐用年数のない、もう切れた住宅から耐用年数にある住宅に移るといことは、これはもうやぶさかではないと思います、私は。

だから、そういう形で、規則は町営住宅から町営住宅でも耐用年数が過ぎた住宅は、耐用年数過ぎてない住宅に住みかえると。これは私は、そういうふうにしてもいいんじゃないかなと考えておまして、ただし、今入っておる耐用年数のある住宅からグレードアップして新しい住宅ということはちょっと遠慮してもらおうというのは今の制度でございまして。

しかし、なかなか一応低所得の人が多くて、安い家賃でのところがいいんで、上のプラスというのちょっとこれ住みづらいという問題もあるんで、そのところ非常に新開あたりでも建替えという話も若干したんです。いや、もうこのまま住ませてほしいという人たちも、たくさんおるんで、このところがそういう規模の人が出てきてすれば、住みかえすると、多分耐用年数はもう新開来ております、古い団地の簡易平屋建ての分は。正毛田ももう、昭和46年に建てたのが一番最初だと、私が担当したので覚えてます、はっきりここで、46年に建築したのを一番、南側のところが一番早く建てたところとございまして。

しかし、正毛田のほうは若干、新開よりは新しゅうございまして、できれば建替えすれば、住宅事情はやっぱり新開のほうが必要だろうと考えておりますんで、そういう建替えもやぶさかではないと考えておりますんで、あいたところからは壊して、建替えの用地にしていくという考え方でいます。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 今課長、町長が理解してくれてるみたいなんで、町長が動くわけにはいかないんで、課長がそれを参考にしてもらって、耐用年数が切れたものに関しては、最終年度耐用年数切れてないものの住宅に移動というのを、条件つきで対応をお願いします。

それと、もうちょっと聞きたいんですけど、耐用年数の——ちょっと課長教えて、わかる範囲でいいからですね。くみ取り式の町内下水道整備していると思うんですけどね。その中で、以前ほかの議員さんが質問したときに、宇留津団地だったと思うんですけど、宇留津団地のトイレくみ取りなんですけど、くみ取りを下水につなげたらどうかちゅう、多分質問を前に議員さんがしたと思うんですけど、そのときに、ちょっと町長難しいようなこと言うたんですけど。

下水道に町内はきれいになっていくんですよ、水もどぶ。だから、町営住宅のほうに関しては

集合住宅なんで、掃除すればいいんですけど、長屋の中に4軒あって1軒しかない。だから、残りのところはもう掃除しないんですね。だから、ずっと掃除をして、昔は多分掃除とかあったと思うんですよ。ただ、今入居者も少ないから掃除もしてない。町内はどんどん下水道整備されてきれいになるんですよ。だから、町営住宅だけがくみ取りで、もちろんくみ取りもすれば、水洗化にすれば、排水、雑排水とかそういうのも流せると思うんですよ。それを集合住宅の分に関して合併浄化槽なりの考えがないのか、それを今後進めていく気持ちがないのか、ちょっと課長に聞きましょうか。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。ただいまの議員の合併浄化槽へのくみ取り式を合併浄化槽への考えはないのかという御質問でございますが、確かに議員さんのおっしゃるとおり、昔の従来のくみ取り型から今椎田地区を中心に下水道事業、農業集落排水事業、築城地区においては突貫公共下水というふうに3事業で今下水道化を進めているところでございます。

当然町営住宅は集合住宅でございますので、今後はくみ取り式化から浄化槽あるいは下水道へのつなぎ込みというふうに考えていく、検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 考えるじゃなくて前向きにお願いします。きれいになっていくのに、町営住宅だけが環境が悪かったら、そこに入居する方はやっぱり少ないと思うんですよ。それは今の時代に合ったようにお願いしたいです。返答はいいんで。

次の質問の3番ですね。この質問に関しては、これも町営住宅の件なんで、建設——入居当初と書いてますけど建設当初ですね。当初から設置されている浴室設備の団地、わかる範囲で結構なんで、この浴室設備に関して耐用年数があるのであれば教えてください。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。ただいまの議員さんの御質問でございますが、建設当初から浴室設備が附帯されている住宅は御存じのとおりでございます。椎田地区においては峯原第1、第2、第3団地、そして先ほど議員さんからの御質問にも上がっております新開の第2団地3階4棟、そして築城地区においては一丁畑の3棟が当初からついております。

給水設備等、衛生設備の耐用年数については、一応——失礼しました、一応ではございません。23年度長寿命化計画におきまして、衛生設備、給湯設備の耐用年数は、修繕周期を10年と定めております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 今の答えでいいんですけど、ちょっと確認しますね。古いものが峯原の第1、今課長、第2、第3と答えたんですけど、この第2、第3というのは今風のシャワーがついたものですよ。もう1回聞きますね。シャワーがついてなく、ちょっと手で説明して悪いんですけど、ガスがカチカチカチ、回してつけるガス、シャワーもついてないものは、どの団地なんですかね。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本です。ただいまの御質問のガス式の水を張って沸かすタイプのことだと思いますが、これにつきましては名称はバランス釜方式と申します。現在この方式がついている、建設当初からついている団地は、先ほどお答えしました峯原第1団地と新開第2団地3階建て4棟でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 自分が聞きたかったのは、その団地なんですよ。その団地に絞ってちょっとお聞きしたいんですが、建設当初からガス設備、風呂のですね。その分に関しては耐用年数が10年、あの住宅が建って25年ぐらいですか、それぐらいと思うんですよ。その中で1回は交換とかした、常備故障に関してはあると思うんですけど、全体のその団地の中で1回、全部の戸数を交換したことがあるんですかね。わかります。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。ただいまの御質問の一度全戸数を交換したことがあるかという御質問でございますが、全戸数の交換はしていないと思います。

ただ、一応修繕周期を長寿命化計画の衛生設備は10年というふうに定めておりますが、機械ですので不具合が生じ、故障等が当然発生しております。故障して入居者に迷惑をかかってはならないということで、うちとしましては臨機応変した対応で部品交換による修繕あるいは給湯機能の不能ということであれば、新品のものに取りかえ交換するやり方で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） わかりました。だから、中には一度も交換してないところがあると思うんですよ。先ほどから説明しているように、今下水道整備をして環境にも町内きれいになっていくんですよ。

その中で今時シャワーのついてない、シャワーのついてないような風呂というか、一般の家庭にはあるかもしれません。ただ、町内の住宅の839戸のうちの、この1つの団地だけが古いのがついてるんですね。平屋の住宅に関しては、同じような昔タイプのガスの分、壊れたら入居者が自分で取りつけてするんやから、故障したら入居者がボイラーとかガスにかえたりとか、してるところは古い住宅でもあるんですよ。

ただ、この峯原第1と新開第2ですか、第2のほうに関しては個人的には扱えないはずなんですよ。だから、そこを町が手を加えてやってしたらいいんじゃないかなと思うんですよ、予算的に費用かかると思うんですけど。

このガス配管というのは建設したときに、いつも自分がちょっと疑問に思うことだから聞きますけど、建設しますよね。個人の例えばアパートなり建設しますよね。その中にガス屋さんが配管なりを、ただでするんですよ。ただ町営住宅の分に関してはタンク室というんですか、そこまでは絶対町が多分管理していると思うんですよ。ね。ただ、住宅、住宅によって、町内ガス屋さんが何社かおると思うんですけど、独占的に正直してると思うんですよ。言ってる意味わかります。

だから、そこをガス屋さんにも安くしてもらって、定価じゃなくて、町が相手やから高く取るんじゃないかって、そこら辺踏まえてもらってですよ。決まりに住宅、住宅で多分ガス屋さん決まってると思うんですよ。そこら辺相談して、最低の見積もり、赤字出してまでつけることないと思うんで。最低の見積もりの中で、風呂の改修をシャワーつきの分にかえるような考えはないですか。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。2つの質問でございますが、まず現在ついているシャワーがついてないガス式、着火式のバランス釜方式の分でございますが、当然今、議員も御存じのとおりです。峯原第2、第3、そして一丁畑の3棟については給湯式で、瞬間湯沸かし方式でお湯が張れます。ところが、峯原第1団地と新開の第2団地3階4棟につきましては当初からついていますが、もう建築年数が古いということもございしますが、従来の旧式の分を最新の同等型の取りかえ交換をすることはありますが、やはりお湯を張るのに時間がかかります。

今後の対応としましては、既に新品に交換したものについては、そのまま使っていただきまして、今後使用不能あるいは交換を余儀なくされるような不具合が生じた場合は、そういった最新式の瞬間湯沸かしタイプのほうに、財源の問題等もございしますが、徐々に取りかえ交換をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 課長、逃げたらいけないと思うんですよ、ね。だから、さっきから言うように、新開の平屋の住宅でもよ、4軒あって1軒しかない、入とつたら壊しません、ね。今交換したものに関しては、10年耐用年数があるから替えません、ね。入居しとる人は、町営住宅、あっこ耐用年数切れてないんですよ。この今、自分が質問している分に関しては、

だから、その分に関しては、隣の同じ町営住宅、中には家賃聞いたら3万7,000円とられる方もおるんですよ。いや、おるんですよ、ね。だから、もちろん所得が高いからね。だから、その中で家賃が高いんやから、それに見合ったもの。だから、夜勤ちゅうか夜仕事してですよ、夜中に帰ってくるとか。それで、今の分に関しては四、五十分かかるというんですよ。もちろん冬だったらね、お湯沸かすのに。

だから、そこを今の新しい分になれば、例えば20分、半分ぐらいの時間で沸くというのを聞いてますんで、そこら辺を最小限度のことはしてもらいたいですね。ただ、何ぼ課長に言うても返答しきらんと思うんで、町長に聞きます。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には今課長が言ってる状態だろうと思うんだけど、家主とそれから借家人ですか、の関係で、交換があれば家賃に反映して交換しても私はいいと思うんですけどね。家賃を多くその分もらおうというふうな考え方が出てくれば、それはそれで耐用年数の来ておる交換であれば、耐用年数が来てなければ、それはちょっと無理だろうと思いますけれど。耐用年数が来て、住んでる人が交換してほしいという形になれば、それは交換して家賃をその分一応耐用年数から割り出して家賃をいただくと、そういう方向性は私はいいと思います。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） それはそれで、多分住んでる方がいい、判断することでしょうから、一応聞き取り調査、調査というかアンケートなりをしてないんですよ。その件じゃなくて全体の839棟に関して何か困ったことないかとか、そういうところをそういう調査なりをしてもらって、前向きに検討をお願いします。

ちょっと時間がありますんで、もう1点だけ。いいですか。もちろん、空き家がありますよね。空き家が188戸あると思うんですよ。この中で具体的なちょっと説明はいいんで、長く入居されてない多分住宅があると思うんですよ。その分に関して、これ防音設備の空調の件なんですけど。

例えば、課長にちょっと資料をいただいているんですけどね、長くあいているものに関して、10年以上入居されてないところいろいろあると思うんですよ、町内の中には。そのときに防音工事の空調に関しては10年ですかね、対応年数が、ですよ。申請してから、すぐは多分取りかえができないと思うんですよ。そこら辺入居希望者がおって、そこに入居するとしたときに、

もしも空調が壊れていたときに待たんにゃいけないですね。

以前、吉元議員が裸でクーラーも空調も壊れて、そういう生活をしてたという方が確か質問したと思うんですね。だから、町営住宅のほうに関しては、申請したらすぐ、もう即、入居者が希望があって、その時期が例えば空調が必要な時期で壊れて、必要であれば、即交換をしてもらうようなことを要望というか、課長のところじゃないと思うんですけど、担当がね。

だから、そこら辺も入居したときはもうすぐに、町営住宅に関しては全体ちゅうなったらちょっと今、多分無理と思いますんで、そこら辺に関しては交換を、例えば申請してから半年、1年待つと思うんですけど、そこをもうすぐに交換できるようなことも一応お願いしたいなと思います。返答はいいです。

一応これで質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） これで午前中の質問は終わります。再開は午後1時からとします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番目に、8番、工藤久司議員。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 3月11日、5年前に東日本大震災があった、この日に一般質問するということで、先ほども委員会室のほうで当時のことを映画のようだみたいな話があったりとかして、本当に悲惨な絵がテレビから映し出されたのは今はっきりと覚えております。先ほど局長のほうから2時46分に哀悼の意ということで1分間の黙祷ということですので、なるべく的確な回答をいただいて、スムーズに終わらしたいなとは思っております。

それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。今回、今一番喫緊の課題である地方創生、それにつきまして築上町のまち・ひと・しごと創生の総合戦略ということで、今各課いろんな取り組みをしていると思います。ようやく素案というか案というのがまとまったんだらうということで、きのうホームページ開きましたら、築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案と築上町の人口ビジョンというのがありましたので、見たら40何ページもあって、40ページと33ページ。

まず、ここまでつくり上げたということに関しては、非常に課が努力したということに関しては敬意を表したいと思うんですが、とりあえず理想な形ができた。あくまでもこれは理想であって、本当に実務的に実行性があるものなのかということに関しては、これはまた別問題だと思うんですね。

そこで今回、このまち・ひと・しごと創生会議の中で今まででき上がってきたものに対して、町長が本部長という立場で陣頭指揮をとったんだろうと認識してんですが、一番どの項目に力を入れてやっていくのかというところをまず、お聞きしたい。ていうのが、理想ばかり述べても、なかなかこれは実現しないというのが、町長わかっていると思うんですが、だと思し、いろんな議員さんから、いろんな角度から町のこと、築上町の将来についていろんな提案をされている、ただ、そこに町長の決意と確固たる覚悟がないと、どれも中途半端で成功しないんじゃないかなという思いがあります。

昨年も、この3月の第1回目の議会に創生の質問をしているときにも、町長からは余り明確な当時は、まだ回答が得られなかったという記憶があります。今回こうやってきちっと有識者会議等々で意見ももらいながらでき上がっていることですから、町長がまず、この通告のどの項目にということなんですが、どれに一番力を入れて、各課に指示を出してやっていくのかということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まだ基本的には、どの項目ということを私から指定することはできないちゅうのは現状でございます、実際。一応今のでき上がっておるのが、まだ総花的ですよ、基本的には。だからそういう形の中で、基本はやっぱり農林水産業というふうなことで、それぞれがちゃんと仕事をやっていけるような形、これはやっぱりちゃんと実現していかなければいけないと、あんまり大きなことから言ったんでは、なかなか難しいであろうというふうに思っております。

その中で、1次産業を今認定農業者あたり非常に若者でもやる気になってる方がおるんで、そういうものを助長していこうというふうな考え、そして今非常にやっぱり全国的にない農林水産業の中で、若者がこれで取り組みたいという意欲もあります、実際。ていうのが、これは名前も言ってもいいんですけども、麻産業で何とかしたいということで、農業で麻をつくって、そしてこれを6次産業化したいというふうな意欲のある若者いまして、そういうものをどんどんやっぱり助長しながら、そうすればまた雇用も出てくるということで、何とかそういう人たちを町のほうでバックアップしてあげられたらいいがなと思っておるところでございますし、何でもかんでも町がやるといってもできるもんじゃありませんし、そういう狭めていけば農林水産業という形で作物を栽培して、それを6次産品化していくという人たちのお手伝いができればいいがなと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 初っぱなから、本当に農林水産業という町長の、それが一番優先順位が一番なんですか、町長。この地方創生の総合戦略というのは人口少子化対策、人口増、例

えば東京に一極集中、これも問題があるだろう、地方で力を蓄えて、そのために知恵、アイデアを出して、そういうふうにならぬ国が何らかの補助をしましょうというような形だと思ふんですね。確かに農業も大事でしょう。それについて、後でまたいろいろ町長にも、今回いつも何か批判ばかりということと言われるので、今回少し提案をまたさせてもらいたいなという思いもありますので、私はやっぱり町長、人をふやすというのが一番じゃないかなと思ふんですよ。農業の麻をして人がふえますか。確か農業従事者は多少ならふえるかもしれない、でもそれが根本的に、この地方創生の目的を達成するものだろうかという思いはあります、今聞いて。

人がふえなかったら税収もふえない。町はどんどん弱体化していくということであれば、まず人をふやしましょうというのが一番の目的で、今回取り組んでいるんじゃないかなと思ふんですが、いかがですか、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 当然人はふやさなきやいかんという形であります。しかし、何かをやらなければふえないという形になるので、できるもんからやっつけていこうと。そして、やる気のある人は、そういう形で6次産業化という形、そう言えば制度までいって販売までいけるという形にすれば、製造までやって販売までいけるという形になれば、それに従事できる人たちが、この町に定着できるということで、これがやっぱり私は一番てっとり早いのは農業から出発するのが、農林水産業ですね、1次産業。いわゆる、この築上町は1次産業の町だというふうな、さりとて一番人をふやすという形になれば、企業が持ってくればいいけど、なかなかやっぱり人任せになります。

そうすれば、あとは1次産業を中心にした新たな立地を、この町からやっぱり声を上げてつくっていかうという形になるのではなかろうかなと思っておりますし、ひいては第三セクターまで持っていくような形になれば、ある程度人も定着して働く場所ができるというようなことで、そういう一つ何か歯車を回すようなちっちゃいもんでいいから、歯車回したら次の歯車回ると、こういう形で全体的な築上町の歯車が回るようにできればいいがなと思ふけど、なかなか起爆剤ちゅうのが今このいわゆる地方創生の中で、これは国のほうは少しお手伝いしてくれよというふうな形になっておりますし、そういう形の中でやっぱり航空交流館においても、これはやっぱり雇用につながるというようなことで、国のほうが手伝いしてくれるということで調査費をいただいたという形もありますし、こういうもの全てをある程度利用しながら、特に働く場所をふやさなければ、人はだんだん減ってしまうという形になりますんで、全て何でも働く場所をふやす方向性で、それがやっぱり役場の各課全部が連携しながら、そういう一つの方策をしてコンセプトをつくっていくと、これが大事じゃないかなと思っておりますんで。

そういうことで、またできれば、町民の多くの方が賛同していただくような形で、実際生産活



動していただかなければなりませんので、そういう町民の皆さんにも呼びかけていかなければならぬと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 農業の推進、また6次産業化というのは、またおいおい町長もしたいと思うんですね。

まず、私はやっぱり移住してもらって、定住してもらって、それにはどうしたらいいかということだと思います。

これは先月、豊後高田市に一昨日、塩田議員からありましたけど、たまたまというかそういう会議がありまして行ったときに、ああ、これは進んでるなと思った点がたくさんあったんですね。もう地方創生とかいうんじゃなくて、もうあそこは皆さんも御存じのとおり、日本で一番住みたい町ランキングでたしか1番にもなったような町ですよ。何でかなと思って行ったら、それなりのことをしてました。もうこの時点で、私らが町長と話す以前に、もう定住、子育て、それから雇用、それから教育、全ての面で100何個の項目をきちっと上げてやっていますよ。

ですから、各議員さんにも資料をちょっと配らしてもらったんですけども、本当におくれているとはうちも思わないんですが、うちの築上町よりもほとんど前にいっている町のほうが多いということは町長、やっぱり認識しないと、どんどん後手を踏む。農業政策で人が来るだろうかというのは、今私も含めて聞いて、みんなピンと来ただろうかという疑問だと思います。

じゃ、人をふやすにはどうしたらいいかということで、ちょっと以前町長が自衛隊員のこととか、自衛隊をふやそうとか、それ以上のことは余り言いたくないんですけど、それで人口増という話をしましたよね。それは町長でも自衛隊さんに、防衛省のほうにお願いに行きましたか、行ってないと思うんですね。

ですから、町長、私が今までも感じるのは、いろんな議員さんの質問でもそうでしょうけど、そのときに私は今こう思いついたからというのは、非常に議員さんにとっては耳ざわりはいいと思うんですけど、なかなかそれが実行されてないというのが今までの流れだと思うんですね。きょうはやっぱり農業政策以外に、何を一番の優先順位にするかということを決めないと、1番、2番、3番、決めないと、職員は果たして動けるだろうかという思いがあります。

最後の質問にそういうプロジェクトチームということを書かさせてもらったのは、空き家についても環境課と企画。学校関係とかそういう教育課にしても生涯学習課と学校教育課とか物すごく縦割りになり過ぎて、事業がやっぱ進まないんじゃないかなという気は本当にしています。

ですから、そこは町長がきちっとしたビジョンを出して、本部長なわけですから、これをやろうというものを一つ課にまたがった取り組みをしない限り、恐らくこの地方創生、四十何ページ、三十何ページ、ただ出しただけになると思います。そこで定住、移住に関しては、何が優先順位

か私が今から聞きますので、町長が今聞いてと言われるかもしれんけど、そんな難しい質問じゃないです。

まず、住むところが一番なのか。雇用が一番なのか。子育てが一番なのか。この3つのうちから、町長、どれが一番だと思えますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私は、働く場所がなければ来ないと思います。だからやっぱり働く場所をつくると。働く場所をつくるためには、やっぱり人づくり、人ができなければ働くところもできないという形になろうかと思えますんで、人づくりをしながら働く場所と、これをやっぱりしないと、幾ら空き家バンクをやったって働くところがなければ定住はできませんし、それからもう一つは働く場所は北九州という形になれば、環境問題、それから学校の問題等々が築上町はずばらしいなという形になれば、居を求めてうちの町に来て、そしてよその町に働きに行くという場面もできるかもわかりませんが、町を活性化一番させるのは、働く場所をつくるというのが私は一番だろうと思っております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） じゃ、働く場所をどうしましょうかという話です。今までも企業誘致に関してとか、雇用に関しての質問は、いろんな議員さんが質問してますけど、なかなかこれは実現してませんよね。何回か企業誘致の質問の中で町長は、徹底した「私の任期中には」と言って、もう結構たちましたよね。なかなか1社も誘致ができない。だったら、そこはよく少し発想を変えて、とりあえず働く雇用に関してちょっと話をしましょう。

ちょっとさっき自衛隊、航空自衛隊がうちはありますが、航空自衛隊関連の企業を連れてこよというのはどうかという話は、以前、昨年、一昨年、企業誘致推進協議会に私と小林議員が入ってたんですけど、小林議員のほうから提案があっておりますね。

どういうことかと言うと、それ難しいことじゃなくて、例えば戦車とかそんな話じゃないんですよ。例えば制服とかヘルメットとか、そういうソフト面というか、ものをうちが迷惑施設というような形でよく定義されますが、そういうところで防衛省にしっかり呼びかけたら可能じゃないかという話は、企業の協議会で出てました。ですから、そういう面でひよっとすれば来るかもしれないので、頭の中に入れてってください。

それと、もう1点は、この間も言いました退職後の自衛隊さんが53か4ぐらいで退職だと聞いているんですが、その後に住む、前回、前々回、町長話しましたよね。自衛隊の局にもう思いっきり強く要望したら、うちは可能じゃないかなと思うんです。それには、先ほども住宅の問題が田原議員のほうから出てましたが、やはり早くそういうのを整備しなければいけない。

何もかんもすれというわけじゃないんですけど、うちはやっぱりそこはもうずっと前から言っ

てるのに何も整ってないというのが、町長、やっぱり優先順位がないからなんですよ。やんごと、また言ってしまいましたけど、それがいいから、職員もどっち向いていいのかと困ってるのが現状じゃないかなという気はします。

ですから、まず自衛隊に、一番大きな企業ですよ、企業にそういう形の営業、町長、してくださいよ。可能性あると思いませんか、どうですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 自衛隊関係でも私も営業は今かけておりますし、しかし諸般の事情等々で断られた事業、というのが、もう既に北九州のほうで空港跡地ですかね、あそこに進出を予定しておるとかいう話もありまして、しかし、いろんな労働力等考えれば次回は考えてもいい。というのが、八津田区の海岸線近く、以前自衛隊の拡張の話がございましたが、あそこあたりに関連企業を来ていただいたらどうかという話まで、名古屋のほうにも行ったことあるんですけども、なかなかやっぱり北九州で部品をつくろうと、例の空港のすぐ空き地がありますんで、そこでもう進出がある程度決まっておるとい話もあったようでございまして、その関連でもいいし、またそういう形で機会があれば、早く何かそういう持ってくる形を、これはもう企業誘致でございいます。

そしてもう一つ、やっぱり企業立地も自分たちで考えた、いわゆる何というか企業つくって、そして製造から販売までするような、そういう一つの考え方も誰か出てきていただいて、第三セクターであれば、そういう形で町のほうも出資をしてみんなの働く場所を確保すると。そういう方向性もいいんじゃないかなと思ってるけど、なかなかやっぱり全体的なものになり得ないんで、今はまだそういう一つの発想もちょっと発表できないんですけども、きょうも来たんで——きのうですかね。きのうもうそういう形で、いわゆる木材の廃材がありますよね。その廃材でプラスチックを粉にして混ぜて、いろんな建築資材をつくっていかうと、そしたら真新しい建築資材になるんで、そういう一つ、築上町は木が多いんで、そういうとこまで製造してみらんかという。

しかし、製品というそこまではいいんですけど、あとでき上がったやつを自分たちで販売するからだということで、年間1,500トンぐらいの木が集められるか、そしてそこで木を製品にして引き取るんでという話があるんですけど。これもちょっと今からちゃんとした検討をしながら、できるかできないか、そういう一つの目論見等々を試算書をつくってやらなきゃいかんし、これが本当にそういう形になれば、一つの企業にも立地ができるんじゃないかなというふうなことで、検討のしがいがあるなど、このように考えておるところでございいます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） そんな話というか、そういう話はもう山ほどもないけど、ずっと今まで聞いてきて結局できない。ていうのが現状であれば、私がさっき言ったのは、まだ可能性

があるのかなと。今まで町長が言ってきたことよりも可能性があるのかなという形で、ちょっと提案というか町長に言ったんですけど。

もう一つ、今自衛隊さんの中で、例えばお米とか食堂で使ってる農産物とか、うちの町から行ってるんですね。誰かわかる人いますか。（発言する者あり）行ってませんか、はい。いいです、今課長が行ってないという。それを例えば、じゃお米売りに行ったらどうですか、町長。

農産物売りに行ったらどうですか。どのぐらい年間要るのかわからないですが、今営農組合もあるじゃないですか。それをきっちりトン数を確保できれば、やっぱり農業者も助かるし、さっき言った1次産業どうだこうだというなら、そういうところをできることからやっていくという発想だと思うんですね。農産物も入れたらいいやないですか。そしたら、先ほど言ったように、町長が言ったように、農業従事者がふえるかもしれません。

もっともっと利益が出て、若い人たちとか、農業したいという人たちも雇用もできるかもしれない。ぜひあしたでも行ってですよ、あしたは休みか、来週か議会が終わってからでも行って交渉してくださいよ。それぐらいしても、築城自衛隊、交渉の仕方によってはできるんじゃないかなと思うんですね。そこは一つ雇用にもつながると思うし、ぜひやっていただきたいと思います。

それと、もう一点、企業というか雇用の面ですけど、豊前市がいつだったですか新聞に出てましたよね。町長、御存じですよ。豊前市の市民会館の前の3階にオペレーターか何かの企業が来るというのも町長、御存じないですかね。商工会館（「商工会議所」と呼ぶ者あり）商工会議所ですか、あ、職業訓練校、職業訓練校の3階ですよ。その事業は県が半分出資をして、市が半分、その予算を使ったのが豊前市が初めてだそうですよ。聞いたら、雇用がオペレーターさんで10人程度になるだろうかというような話でした。

ですから、豊前市もたった10人じゃなくて、10人もなのか10人しかなのかわかりませんが、そうやって県とそういう補助金と事業を活用してやってるわけですよ。ですから、うちは築城自衛隊という大きな企業がありますから、そこにはやっぱり、もっともっといろんな分野から働きかけたら、町長さっき言った農業に関してもそうだろうし、ほかのものに関しても何か活路があるような気がしますんで、ぜひそこは結果を出してください。もう行ったから、行くか行かんかじゃなくて行ってどうだったのかというのはまた、おいおい聞きますので、これはもう可能性があるんじゃないかなと思って町長に、提案という形で言わさしてもらいます。

次、定住について、もう一回ちょっといかさしてもらいたいです。移住・定住についてですね。きのう、ある方から電話がありまして、築城に住みたい人がおるから、ないだろうかという問い合わせがあったんです。築城もわからないし、空き家はたくさんあるんだろうけど登録もされてないし、ていうような形で、担当課のほうにちょっと電話したら何件かありますというような返事でしたが、2件とあとプラス7件は今登録可能性があるような答弁というかももらいました。

築城の方にもちょっと問い合わせして、住みたいという人がおるけども、どうだろうかと今聞いてもらっています。これもやっぱり早くしないと、やっぱりよそに行く可能性がありますよね。そういう話を聞くと、町長。やっぱり移住・定住というのは、もっともっと今までのような人がいつてきてるのに、まだスピード感というのがおそすぎるといレベルじゃないと思うんですね。

そこで、今民間のアパートがあるじゃないですか。民間のアパートも大分あいたりとかいう話を聞いているんですね。ですから、移住・定住をするのであれば、そういう民間のアパートを活用して、やはり何年間か住んでもらうといういろんな条件をやっぱり考えてですよ。住んでもらう方には補助を出すとかいうようなことの取り組みというのも、先ほど言った豊後高田市のほうは、もうすぐ先進的にやっておりますよ。あとでまた町長、資料見せますけど。

ですから、そういう形で、どんどん住みたい人もいる、ほかの議員さんにもそういう問い合わせあったときに、やはり町営住宅に住むには年齢的な制限とか、収入的制限があって住めない人もいます。ですから、そういうときに空き家バンクとか空き家がこだけあるのに、まだこういう状況というのは、やはり町長、何回も言って申しわけないけど、町長の優先順位、その思いが職員に伝わってないと思うんですね。

ですから、移住・定住に関しては、もっとしないと、働く場があっても住むところもない。ここが逆なら、町長、気がするんですね。住むところがあって働く場、それをやってるのが豊後高田市だったんですね。106社と雇用の契約、雇用の契約というかちょっとハローワーク的なことをして。有効求人倍率は1.2とか言ってました、ですから求めているんですね。

ですから、住むところも確保していますよ。働く場もありますよ。教育環境も今すごく豊後高田市は頑張ってる整えています。ということ、どんどん制度的にやって、それでもまだまだ言っていました。

ですから、うち何かそれで言うと、本当に片や100メートル走で50メートル先行っているのに、ようやくスタートラインにつくかつかんか、まだウォーミングアップみたいな感じなんで、ここは町長、もっとスピード感を持って職員にさせてください。そうしないと、ようやくできたころには、ほかの自治体はもっと先に行ってる、いつもいつも後追いみたいな形になります。

移住と定住に関して、町長もう少しスピード感を持ってやっていただきたいと思うのは、いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 非常にやっぱり難しい問題なんですね。日本全国の人口が入ってくるという形の中で、よそから持ってくるという形になれば、よっぽどずば抜けた政策をやらなければ、この町には人が定住してきません、実際。

そういう形の中で、何とかやっぱり職員も今頑張っておるけれど、よそも頑張っておるんです

ね。頑張ったところでも、ふえているのは都市近郊だけなんです。福岡県の中でも福岡市とその周辺地域だけがふえて、北九州市あたりもだんだん産業の斜陽化といいますか、鉄鋼が非常に厳しくなった時代からだんだん、この辺も北九州の鉄鋼のおかげで定住ができておったわけですけども、これができなくなりつつあると。

そして農業も、昔は四、五反つくっておれば（ ）が何とかできたんですね。これがもう10ヘクタール以上つくっても、非常に厳しい状況になってきておるちゅう、世の中の経済情勢とか社会情勢等が都会へ、都会へという非常に厳しい状況が出てきておるんで、その中でも田舎を志向する人、割と今質のいい人が来て、金はそんなにいらなくてもいい。おいしい空気があって、いい環境があればいいという人たちは、若干田舎のほうに来ていただいておるちゅうのは現状なんですね。

本町でも、わずかではございますけど、そういう人たちも移り住んできてはいただいておりますけれど、何せやっぱりそういう一つの、全ての人たちがこの築上町にという形じゃなくて、築上町から出ていけない政策をやっぱりつくらにゃいかんだろう、私はそう思います。築上町で生まれ育った人間が、この築上町から出ていけないようなちゃんとした働く場所、そういうところをちゃんどつくっていくべきだろうと。要するに、よそから来るのは、これは本当にありがたいことですけど、なかなかそうはなり得ないと思います、実際。財産も何もない人たちが、こっちに移り住んでこようという形、土地やら持っておれば、移り住んでこようかという形になりましようけれど、そういう本当に定住という難しい形のものを、本当にどうしたらいいかという形はもう、ある程度のことはわかっておるんですけど、実践は難しいですよ、これね。

そういう形の中で、何か一つ目玉をつくって頑張っていくという形しかなかろうと思うんで、そこが幾らやっても築上町の自然とこれはやっぱりマッチした産業創出というのが大事じゃないかなと思ってます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 本当に町長、うちの町から出ていかせない。夕べもある三世代同居している家の人から電話があって、ちょっと話があるということで行きました。そこは孫が4人いたんですね。でも、その子たちは築上町から出ていけません、家があるから。けど、若いお母さんが言ったのが、やっぱり若いお母さんたちのそういうネットワークがあって、子育てに関して、ちょっと話があれですけど、子育てに関しての情報というのは、やっぱりいろいろなところからあるそうです。

うちが今言われてるのは、いろんな議員さんも言いましたけども、保育園か幼稚園の3人目からが小学校1人上がると無料が有料になるって、これはやっぱ町長、言ってましたね、何ででしょうてね。その子は2人が小学校に上がったもんですから、結局4人いても、例えば5人いて

もですよ、最後はそういう形になるわけですよ。何でそこは豊前市やらほかの市町村みたいにできないのという素朴な質問をされました。ちょうどあしたが一般質問もあるし、そういう質問してるから問うてみようよ。

やっぱりここは町長、全然突出もしてない、よそがしてるところに横並びするだけです。今町長が言うように、何を錦の御旗にやっていこうかということが、今うちの町に求められているものだとすれば、3人目からの保育料無料ちゅうのは、全て無料ちゅうのは、そんな大したことないと思う、申しわけないけどね。

中学校まで医療費無料で一時期、町長よく言ってましたよね。これももう、もうどこもしてますよね。みやこ町は、高校生まで無料にしたんやないですかね、なるんやないですか。せめて、うちも前回西畑議員が、町長、18歳まで無料にしたらどうですかと言ったら、町長は、いや、それはできんと言ってましたけど、もうよそもしてるし、そういうところで、まねするっていうわけじゃないです。

そういうニーズに応じて、やはり人をふやそう、子育てをしやすい環境をつくろうと思えば、もうそこまで最低やらないと、来いとは言えないですね。だから築上町から職員が68人も行くんですよ。もう答えはそこなんですよ、町長。うちの町に魅力がないのかどうかわかりません。それは68名の職員に聞いてください、何で出ていったか。究極のサービス業と言われる役場の職員がですね。前も則行課長に質問したと思うんですね、こんな質問を。

それでもまだ若い職員が、行橋とかほかの市町村に出ていくということを食べとめ切らんというのは非常に情けない。やっぱりうちの町に何か魅力がなかったりとか、ほかの町のほうがやはり魅力があるんだろうって考えんにやいかんと思うんですね。ですから、今本当言うように、職員がこれは戻り出したら、ひよっとすればですよ、ほかからも来る可能性というのはあるかもしれませんよ。そこはきちっと子育てに関してとか医療費のことか保育園のことというのは、もっとももっと真剣に町長取り組まないよね、何ぼ言ってももう無理ですよ。いろんなつてを使ってきてと言っても、やっぱり豊前市のほうが、何々のほうがと言われたら、我々はそれ以上言えないですもん。

ですから、意外にというか若い世代、子育て世代の親はそういうところ物すごく敏感に選ぶ基準にしてるということは、いろんな議員さんからも今までも言われてますけど、もう一度再認識をしていただきたい。そうしないと、私は働く場も大事ですが、やっぱり住むところが一番大事だと思っています。住んでいただければ例えば行橋に勤めようと、小倉に勤めようと、まず住んでもらう環境をつくるということと、子育ての環境とか、この後ちょっと教育長もいただく教育の環境というのも、やはり注目はいろんな親がしていますので、そこはいま一度ちょっと、さっき3人目の問題と高校生まで、どうせなら医療費を無料にしてやるぐらいの覚悟をちょっと聞き

たいんですが、いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○議員（8番 工藤 久司君） ちょっと短めをお願いします。

○町長（新川 久三君） 医療費を無料化という形、これは中学までいち早くしましたけど、よそからはいいね、いいねという声だけで、なかなかやっぱりうちの町に。そして、児童館も、どこの人でも開放するというので、行橋あたりがどんどん来てたんですね。これも築上町、いいね、いいねということで、行橋の人が利用し、行橋の人は今、子供の医療費が確か3年生までかな。そして、今度県が小学校まで無料になるのかな。県の政策でなるようになるんですよ。

そういう形の中で、若干今の基金が浮いてるから、一応高校生までね、というか、高校生だけでいかんと思う。私はもう18歳未満の方は、ある程度無料にすると、そういう高校生だけに限っちゃいかんです。やっぱり働きよる人も18歳未満の方は無料にするとか、そういう一つの考え方が必要じゃないかなと思って、財源があればそうしたいけど、今まではやっぱり中学生までというふうなことで。みやこ町やってますけど、みやこ町のことも調査ちょっとやって、年間幾らくらいになるのか。

県が今度医療費確か、小学校3年までだったかな、あれ。（「6年」と呼ぶ者あり）6年やろ、6年まで無料化になるんで、その分の浮いた金が高校生まで回せるかなと、このような形で検討しよるといふことで今住民課のほうに指示は出しておりますし、近い将来はそういう形で回答何らかの形で出さなきゃいかんと。

しかし、さりとて、だから今言ったように、まずは私は職員が他町村に住まないような政策、これはやらないかんと思ってる、実際。それからまず手がけたいと思います。何か一つ目標を定めて、こういう形で築上町の職員は築上町に住むんだと、そういうやっぱり心構えができるような職員の教育をしてみたいと、このように考えている。それからまず手始めにやらなきゃ、ほかのことも、あれせえ、これせえと言ってもできんから、これを重点的に私はやっていこうと。そうすることによって、まずは人口減がその分だけ減らなくなるという形になりますんで。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 本当それはそうだと思うんですね。職員は、もう前も言いましたよね、総務課長言いましたよね、これ。もう1年前の話ぐらいじゃないですか。もっと前かな。でも、それがまだまだ何か意識が弱いんでしょう。意識が弱いのか、町に魅力がないのか、いろいろあるでしょうけど。もう一度、ちょっと3人目の保育料の無料ちゅうのも、やっぱりあわせて、しっかり考えたほうがいいと思いますよ。そうしないと、何ぼ地方創生でたくさん30ページも、40ページもしても、全然意味がないと思う。それじゃ、もう何かものをつくるとか、建てるだけの政策にしてほしくないんですね。



やはりハードものはするといろいろお金はかかりますけど、ソフトものは予算はつけて、来なかったら次に回せるんですよ。でも、こういう制度があるといったら、さっき言ったように子育て世代だとか、移住をしよう、定住をしようという人は、そういう制度があるならということで、ひょっとすれば網というか引っかかるというか考えてくれるかもしれない。

だから、そこには町長、今自分で言ってるじゃないですか。何か1つでも2つでもいいから、突出した政策をする、それが町長の仕事でしょう。それを職員がするのが職員の仕事でしょう。恐らく職員の方は、どれをしていいのかというのは迷ってる人が多いんじゃないですかね。町長何してたんかい、そうでしょうか。じゃ、何がしたいんですか。町長、何がしたいんですか。

(発言する者あり) もういい、もういいです。また6次産業化とか言うでしょうから、もうそれはいいです。

そこはもう少し我々に、私にじゃなくて我々議員皆にわかるように、皆さんにわかるようにちゃんとしてくださいよ。何をしたいのか、何をしたいのか、全然。私には申しわけないが、見えません。

もう一つ通告してる、学校の関係です。これも一昨日、武道議員のほうから、ブラスバンドの先生がかわって、そこがという話がありました。それも本当に学校教育の中で特色のあるうちの町のなり得る一つと思うんですね。それ以外でもそうでしょう。今教育長が考える、特徴ある学校づくり、教育づくりというの何かあれば、一昨日の武道議員の質問も参考にしながら、これはすごくいいことだと思うんですね。

ですから、できるだけ教育長には言ってるんですよ。教育長の一番の仕事というのは、いい教職員をうちの町に連れてくることです。それが子供たちの芽をどんどん伸ばしてやる、そういう職員をたくさん連れてくるということが、教育長の仕事だと私は思っておりますんで、それにはやはりきちっとした特色ある学校づくり、また教育の場づくりというのをさせていただきたいと思いますが、何か教育長ありますか。

○議長(田村 兼光君) 亀田教育長。

○教育長(亀田 俊隆君) 教育長、亀田です。現在我が町の小学校、中学校、御存知のように小規模校が点在しておりまして、中学校2校ということで、この中でいかに特色のある教育をやっていくかということになれば、これは非常に大胆なやっぱり発想が必要になってくるような気もしております。

議員のこのきょうの質問のどこ見てみますと、ほかの市町村にはないようなものを提案できないものかということだろうと思うんですね。ですから、いろんなことがあると思うんです。やっぱり町全体で、この築上町の教育をこれからどうやっていくのかを大いにやっぱり、きょうのようなこういう議論を大いにすべきだろうと思うんですね。

例えば、実現できるかどうかは、これはもう今からのまた話し合いで、来年度からの総合教育会議も始まりますので、例えば子供たちの学力の面、それから体力、それから豊かな心、これが3本の柱なんですけども。例えば学力の面では、各小学校の子供たちを同学年を1カ所に集めて、そして町としての学力向上の取り組みを伝えて、例えば町がつくった統一問題をやってみるのもいいし、何か刺激を与えるようなことをする。あるいは放課後、家に帰ってゲームするぐらいなら、どこか学習できるような場をつくって、そこでみんなで別々の子供たちの学校を集めて、そこで勉強をやる、町営の塾とは言いませんけども、それに近いような形でやるとかということもあると思うんですね。

部活動の面では、現在の生涯学習課ですかね、子供たちにいろんなことでお世話になってますが、これは各学校の子供たちに、学校に部活動をつくるという発想はまた別としても、各学校でやりたいものを、また町が委員会のほうで募集するといいますか、委員会のほうで希望などとしてみて、この町でやりたいような部があれば、部といいますかクラブですか、そういうものもつくるような考えもいいと思います。

それから、中学校の部活動が、先日武道議員さんから御指摘受けましたけども、例えば部活動のときは学校を離れて、例えばサッカー部に入りたいものは椎田中学校のサッカー部に入る。野球をしたいものは築城中学校の野球部に入るとか、これも大胆なことですけども、絶対できないことじゃないと思うんですね。そういうものがほかの町には見られない、見られないかな、というようなものもあろうと思うんですね。ですから、現在学校の統廃合ですか、これが一番の大きな全国的な動きですよ。

ところが、いろんなものを見たり聞いたりしておりますと、東北あたりでは中心部に大きな学校つくって、小中一貫つくったために、バスを十数台調達して周辺の村町からやってきていると。結局それが、学校は朝早く、まずバスを迎えるところから学校がスタートすると。学校が終わったら、ばあっとみんな、二、三十キロ離れて、場合によっては50キロ以上離れたところに帰っていくというようなことも聞きます。そうすると過疎化がますます進むと思うんですね。そういう発想だけじゃなくて、もっと大胆な発想ができれば、それはそれでいいと思うんですけども。

例えば山村学校をつくって、上城井や小原のほうに行きたい子供たちは、そこに行ったらいいじゃないかとか。椎田小、築城小に集める必要がございませんので。ですから、そういう通学制を自由にするとか、そういう大胆なことを考えてみんなで議論していく、それが大事だというふうに思っているところです。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 一度教育長とも話したことがあるんですけど、ある中学校で、すごく悪かったそうですよ。その中学校のある教師が、普段はぼったく教師だったそうです。そ

の方はとんでもない空手の達人だったそうです、話しましたよね。物すごく荒れてたそうです。その先生が体育大会で空手の演武をしたそうです、学校が途端によくなったそうです。あの先生、そんなにすごかったんだ、みんながこうなったそうですよ。そういうような、何かうそみたいな本当みたいな話もあります。

何が言いたいかというと、やはり指導者、変わるということだと思うんですね。前、町長も副町長も御存じでしょうけど、椎田中学校はテニス強い時期があったですよ。その先生がことし退職ですよ。その先生は行くところ、行くところで県大会、全国大会、九州大会に行ってますよね。ですから、スポーツだけじゃない、学力もそうなんでしょうけど、やっぱりそういうところというのは、教育長、もっとアンテナを張って、やはりいろんな形で呼びかけをすることで、手取り早いと言ったら言葉悪いかもしれませんが、やっぱりすぐ成果が出る、余りというかほとんどお金もかからない、椎田中学校、築城中学校がよくなる、活性化されるということは大きい、意義があると思いますんで、そこは常にアンテナを張って、教職員の動きというか、そういうのは見ていていただきたいなと思います。

時間もないんですが、こういうことをだらだら言いましたけど、最後にこれをまとめるチーム、町長どうですかね。先ほども言ったけど縦割り過ぎて、町長がこれをしなさいというように指示しますよ。でも、それはいろんな課にまたがって、調整がなかなかうまくできないみたいな話というのがあるんじゃないかなと思いますね。例えば予算の問題もあるでしょう、それには財政も加わらないかん。条例的なもの、これどうなのかというのは総務も加わらないうかん。農業関係であれば産業課とか、学校関係であれば教育課とかあるじゃないですか。これはやっぱり最後はきちっと、やる気のある職員をつくってですよ、いますよ、どっか。うちの職員もたくさんいると思いますんで、そこはつくって、課をつくるというんじゃなくて、総務課におとって、例えば毎週金曜日の4時ぐらいからはチームで、創生についての課題について話して煮詰めていくとか、そのほうが町長、町長からただトップダウンでね、企画にぼんと言っても、産業にぼんと言っても、それだけで終わると思いますよ。

ですから、そのチームは、町長どうですか、そんなに難しくないような、私は役場の職員でもないんでわからないんですけども、それは可能じゃないでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういうやり方もあるところもあるようでございますけれど、本来なら私はどの課におっても、今築上町がどういうことをやってるとこの勉強を、それぞれの職員がやってもらわないうかんと思うんです。僕はそう思ってます。

そして、これは私のところの仕事じゃない、何々課に行ってくださいじゃなくて、この分だけ一応私どもが聞いて、ちゃんと伝達できるような、中身をできるような職員になってもらわなき

質の向上ありません。そういう形の中で専門的なプロジェクトチームという形になれば、またそこで、ああ、あれがあるから俺たち知らんぞという形じゃなくて、全体の質を上げるやっぱり教育を、今後やっぱり徹底した形でやっていかなきゃ。

だから、逃げる職員をつくらないと、逃げる課をつくらない。そういう方向性で町民からいろんな問い合わせがあったときは、そこである程度のことには即答できるような職員づくりをやっぱりやっていかなきゃ。全て私の補佐員でございますんで、そういう職員の気構えというか今まで欠けておるんじゃないかなと、すぐ逃げるんですね、これは僕ところじゃないと言うて、なすりつけ合いをするという、そういう悪いくせがあります。だから、これをなすりつけ合いをしない課づくり、職員づくり、これを私はやっていったほうがよっぽど質の向上が上がると思うんですね。

そういうことで、今毎月、朝の朝礼を行っておりますんで、2班に分かれて、1日と2日の日、基本は。だから、そこで伝達を今回の議会であった皆さん方のこういうおしかりがあったぞということは、必ず伝えていきながら、そして全てのものに興味を持って、役場の事象に興味を持って自分ならどうすると、そして意見があれば、どんどんどしどし申し出ると。そういう職員づくりを私はやっていきたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ぜひやってください。今までやれてない、それはやっぱ職員に対して、町長が今そう言うということはですよ、それは一番の最高責任者である町長の責任ですよ。いつからやるんですか、いつからって、もう大概言いましたよね。ただ、それがまだできてない。

私の言い方が悪かったかもしれないけど、私は、逃げる職員をつくるなんて全然思っていないですよ。例えば総務課から則行課長が行くとするやないですか、財政課行くとするやないですか。係長クラスが行くんだらうけど、あとのやつは知らないという話じゃないでしょう、そんな。そんなわけはないやないですか。課の全体の問題を一つのプロジェクトチームで、一つの物事を成就するためにやるんですよ。それはきのう、きょう入った職員でも考えるというのは、課から持って上がるときに考えさせますよ、そんな。そんな皆職員、そんなに職員を悪う言うたらいかんですよ。確かに、そういうところあるかもしれない。だから、それは町長、あなたの責任じゃないですか。トップであるあなたがそんなこと言ったら、職員また、やる気なくすんじゃないですかね。それはやらせてくださいよ。もう何回も職員のことについて言いたくないので。

ですから、そういうことで、課がやっぱり少し意識を持つ。町長の優先順位の中で、これをやるというものを決めて、それに向かってみんながやっていくということは、地方創生、これがきっかけというのはおそすぎると私は思うけど、今回これをきっかけに、絶対やってほしい。そうしないと、人口ふやせとか農業どうだとか何が、絶対無理。企業も無理、町長、はっきり言う

けど。それじゃ無理ですよ、もう今までやってきても、できてないやないですか。だから、地方創生をきっかけに、もう一度そこは気合いを入れ直して町長、やってほしい。

こういう話を、私も有識者会議でちょっと出席を、1回ほどさせてもらったときに、本当メンバーの方々はいろんな意見を言うんですよ。でも、それをどう反映するかというのは、やはり役場、職員、また行政の責任だと思うんですけど、これはやっぱりなかなか反映されてないということで、有識者メンバーもやっぱり少しトーンダウンしてるような話も聞きます。

ですから、これから素案ができて、町長がこれに向かってやっていくんだということに関してですよ、有識者がいろんなアイデアを出してやっていくちゅうことが、有識者の会議の意味があるんやないかなと私は思ってます。今いろいろ何をしたらほうがいいという意見を出してますけど、それはこのメニューの中で取り入れられるでしょうけど、でもできること、できないということと何を何回も言うけど町長が、きちっと選択をしてやっていくことに意味もあるし、そこに有識者の意見をきちっと取り入れていけば、何か生まれるかもしれませんね。

ですから、プロジェクトチームというのは私、町長、その人たちに任せて、何かせえなんていうこと全然思っていない。やっぱり予算がなければ予算はどこでつくるのか、条例がなければ条例は何なのか、よく言うじゃないですか。そういうのをやっぱ、うちの町が先進的にやって成功させることで、人口がふえたり、いろんなものが活性化していくと思いますので、もう時間がありませんので終わりますけど、そこはぜひ形にしてやっていただきたい。

これは私も反省点で、またいつの日か、こういう質問を町長しますので、もう何回も同じような答弁しないでくださいよ。やってるよというぐらいな、やりましたよ、でもだめでしたでもいいやないですか、次行きましょうよという話ですよ。やりもしないで、ね、だめでした、だめでした、あなたはいつもそんなこと言うとか言うけど、やらないから言ってるんであってですよ、やって失敗すれば、また次のこと考えればいいし、うまくいけば成功するかもしれない。トップダウンというのは、今回の創生というので一番大事じゃないかなと思ってます。

ぜひ、町長、気合い入れてやってください。終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） ここで一旦休憩いたします。再開は2時5分から。

午後1時56分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番目に、1番、小林和政議員。小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 私は、非正規職員についてお尋ねしてまいりたいと思います。

実は12月の議会で、池亀議員の質問の中で、産休の問題で、労働基準監督署がどうのこうのという発言が出ました。実は私も個人的に、30年ぐらい前だと思いますけども、前の勤め先で監督署に呼びつけられて激しくやられた記憶があるわけですよ。その当時の記憶は何かちゅうと、多分三六協定じゃったと思うんですが労使の協定書ね、従業員組合と経営者の協定書がないと、それをつくらんでようやっていきんなちゅうて激しく言われた。1カ月以内に用意しなさいみたいなこと言われた記憶があったわけですよ。

今回嘱託職員の関係で、そういうことがあるということで、少し非正規の職員についていろいろ聞いたり、調べてみたんですが、なかなか詳しいことがようわからん。とりあえず大まかな内容から、具体的に現在の状況をお尋ねすることをきょうは目的としております。

そして、それについて、いろんなことにつきましては、後段の将来の方向づけの中で少しお尋ねしてまいりたいと思いますので。初め、まず現在の状況について短くお尋ねしますので、短くお答えをいただきたいと思います。

まず、この非正規の雇用というのは、嘱託、臨時含めていろいろあると思うんですが、一番新しいもので総人数をまず教えてください。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。一番新しいと言いまして、今手持ちの資料では、27年12月時点のものでございます。12月時点で常勤の嘱託職員、これが123名です。非常勤の嘱託職員が9名、またそのほか臨時の職員が63名、ということで合計の195名でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 195名ですか。私もいただいた資料と同じ数字になっております。現在195名の臨時的な職員の方々がおられる。この方々が非正規職員と言われる方ですよ。じゃ、その方たちに、平成27年度に支払われた賃金といいますか、給料といいますか、その総額はつかんでおりますかね。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。平成27年度については、まだ途中でございますので、平成26年の決算額を申し上げますと、嘱託の職員の賃金が2億2,820万8,268円、臨時の職員の賃金が989万3,766円となっております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） え、2億2,000万と900、2億3,000万ぐらいですか。そうですか、2億3,000万ぐらいですね。これは内容についてはまた、後段でいろいろやります。

その次に、採用する段階で、こういう職員を採用する段階では、広報の1月号に今年度の嘱託臨時職員募集のお知らせというのが出てましたよね。これで人数を確認しますと、60名とプラス若干名が6件ですね。これだけの募集要項が出てます。実際の数字のほうが相当多いですが、こういう募集以外の形で採用する方はありますか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。その部分だけでなく、常勤の嘱託職員、この中には集落支援員とか緑の協力隊とか、そういうふうな職員関係も入っております。ですから、一概に全てのものをするということではございません。

それと、嘱託職員につきましては1年間の任用期間ですけども、状況によっては延長するということがございますので、募集については総人数より下がっておるものと思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） これは先ほどの池亀議員の質問の中で、嘱託職員の任用に関する規程というのがあって、それに基づいて行われておることですよね、そうですね。これで先ほどのあなたの答弁の中で通算3年だと、先ほどの1年ずつの更新もあって通算3年だということですよね、3年までおるといふ。ということは、前年度から引き続きの契約するような方は、この募集に入らんから、そういう方たちがほかにおるから今の数字になるんだと、募集以外にもね、そういうことですよね。

じゃ、その一つずつの決定をする場合、例えば募集で申し込みがきます。これは各課に来るわけでしょうけども、この各課に来た、それでその人を嘱託職員として決定するというのは、どこがなされるんですか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。嘱託の募集の手続きにつきましては、まず、その嘱託職員を抱える、また必要とする担当課のほうから起案が上がります。その起案を町長の決裁を受けた後に広報やホームページ等に募集の記事を掲載を行います。

そして、応募者に対しましては、担当課のほうで面接、書類の選考、また面接等を行い採用予定者を決定を、その後に再度今度は任用伺いというものを総務課人事秘書係の合い議の上で町長に決裁を回しまして、決裁の完了後、雇い入れ通知、辞令交付ということにいたしております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ということは、最終的な決定の段階では、町長まで届いた話であるということですね、これは。そういうことですね。

じゃ、例えば先ほどから1年契約の嘱託職員、2年、3年目の契約更改もあり得るといふお話でしたが、この契約書自体はつくっておるんですかね。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。契約書というものは、今現在はつくっておりません。雇用の通知書、それと辞令交付ということで現在はっております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ということは、嘱託職員として採用した方と町との契約の中には、もう辞令交付だけしかないということですかね、そうですね。

そしたら、当然辞令交付だけしかないという事は、契約者との間の契約等が何らかの形で文書化されたものは存在しないと、こういうふうに理解していいんですかね。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。内容につきましては、この一緒に渡します雇用通知書、この中に雇用の内容、勤務時間、また勤務場所、休日、それと賃金の関係、社会保険、そういうもろもろについては雇用通知の中で本人さんのほうに通知をいたしております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） わかりました、それでは、今現在契約を、最高で3年ですかね。

3年の契約を超えておるような嘱託なり臨時の職員は一切存在しないというのは、当たり前ですわね。それでいいですか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。業種等におきましては、3年を超えた職員もあります。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ということは、この嘱託職員の採用規定の3年というもの以外にそれを超えたものがあるとするならば、その人たちは嘱託職員じゃないわけですかね。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 則行でございます。嘱託職員の採用に関しましては、最長3年という文言もございます。従前からそういう場合には、再度また採用試験を行って、新規に採用するというふうな考え方で、通算をすれば4年目になる方についても3年で一遍切って、そちらの後に再度採用試験といいますか、それを行って再度採用するという事で、その方については2回目の4年目については1年目というふうな解釈をいたしておりました。ただし、その部分も労働基準法等の改正で通算されるということがございまして、人事といたしましても苦慮したところで、今現在規定の見直し作業等を行っているところでございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 私は頭悪いかしらんけどね、通算ちゅうたら合計で3年というふ



うに認識しておるわけですよ。だから、3年終わって、すぐ次の4月から再試験で採用するということは、これは有名な抜け道でしょうね。ざる法でしょうね、こういうのはね、そういうふうなイメージ。もしこれが通るんであれば、3年契約、3年契約、いつまでも続けられると、こういう形になるわけですよ。現実には今こういうパターンが起こっている、こういうふうに理解していいんですね。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 則行でございます。そういう事例もございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ということは、その方たちの中で、あなた全部つかんでおるんですよ。一番長い人は、誰とはお聞きしませんけども、どういう職種の方かをちょっと教えてもらえませんか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。大体どういう、人間の部分までは把握しておりませんが、学校の講師さん、また保育園の保健師さん等が、やはりどうしても募集人員に足りないというふうなことがございまして、長くなってる方がおられると思っております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） わかりました。

じゃ、その次に、通告の中にありますけども、賃金のことについてお尋ねしますが、この募集要項の中に載っておりますと、月給月払いで一番多いので20万みたいですね、20万から16万。それから日給やったら9,000円から6,100円までの範囲。時給でいうたら850円から785円と、こういう差がありますけども。こういう方たちに出す給料といいますか賃金は、どこから出しておるんですかね。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。常勤嘱託の賃金につきましては、先ほど申しましたように、築上町の嘱託職員の任用に関する規定、この中にその職種に応じまして明記をいたしております。

また、非常勤職員についても同じくその規定、また臨時職員に関しましても臨時職員の任用に関する規定、この中に賃金についてはうたい込んでおります。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） そういうことをお尋ねしてるんじゃないくて、決算書、予算書見たときに、どの項目で出てますかとお尋ねしています。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 決算書の中には嘱託賃金ということで上がっておると思います。

○議員（1番 小林 和政君） では、予算書の中は、どのように上がっておるわけですか。

○総務課長（則行 一松君） 予算書においても賃金の中の嘱託賃金で上がっておると思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ということは、この方たちに対する賃金は、各款項目の7節ですわね、賃金のほうでしょう。嘱託職員、臨時職員の賃金という項目ですよね。款項目、全部同じで第7節でしょ、この賃金のほうでしょう。そうですね。

じゃ、この賃金の項の中に、例えば、この方たちにボーナスとか例えば時間外の費用とか発生した場合があり得るでしょうと思うんですが。あるいは雇用保険、社会保険等の共済費がありますわね。この費用の掛金があります。これについてもここから出ておるのか、これお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。社会保険につきましては、共済費の中に入っておると思います。

超勤については、原則超勤については計上してないんじゃないかと思います。ただ、211の（「全体」と呼ぶ者あり）全体といたしまして、211の7節、嘱託賃金の中に若干の割増し部分を含んで計上させていただいておると思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ということは、この中にはボーナス等は含まれてないと。ほぼ、先ほど申しあげました最高20万円の月給とか、こういうのだけでこれだけの数字が出ると、こういうことですよ。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。現状では、臨時、嘱託の職員にボーナスは出しておりません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） わかりました。それでは、現状のお尋ねは——あ、もう少しありますが、具体的な今度は業務の内容について少しお尋ねします。これは本来私らのイメージとしては、嘱託臨時というのは、臨時的な業務が発生する。それに対応するためのものであるというふうに認識しておるんですが、実際の職場においては、正規の職員と変わらないような形で業務にされておるような場面があるんじゃないかと思うんですが、そういうことはありませんか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。個別の担当課の中の部分まで詳細に、私のほうは判断はいたしておりません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） じゃ、具体的に少しお尋ねしてまいります。今年度の予算書の中で、この第7節賃金の項で、一番多いのは学校費の小学校学校管理費というところと保育園が多いんですね。だから、保育園費が今年度平成28年度の予算で賃金の項で、32の5ですよね。32の5の7節、賃金の項です。6,150万6,000円という予算が計上されております。この金額は先ほどの質問から考えますと、嘱託なり臨時の方々にお支払いする賃金の合計がこれになっておるといことだと思ふんですよ。例えば保育園で何人の方に対する、嘱託は何人、臨時が何人、そういう方たちに対する給与、賃金が6,50万の計上になっておるかということはおわかりませんか。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課、平塚でございます。保育園の嘱託者ですね。築城保育所が今現在10名、臨時職員が7名、椎田保育園が嘱託職員が6名、臨時が6名、葛城保育園が嘱託が3名で、臨時が4名であります。

そして、調理のほうがあります。これは築城が嘱託1名、臨時1名、椎田保育園が嘱託1名、臨時1名、葛城保育園は臨時が1名と。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 築城保育所に関しましては、嘱託が10名、臨時が7名、これ先生ですね、保母さんでしょ。そして調理が嘱託が1人と臨時1人、2人おる。じゃ、総勢で何人おるんですかね。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○議員（1番 小林 和政君） 築城だったら築城だけでいいです。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課、平塚でございます。築城は、正規職員が4名、嘱託職員が10名、臨時職員が7名で、調理が正職員が1名、嘱託1名の臨時が1名で24名ですかね。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 今のお話、ほかも似たようなもんだらうからほかはいいですけども、築城保育所においては総勢24名、正職員5名、19名の嘱託、臨時で対応しておる。これが事実ですね。この19名の方に対する賃金、この方たちにはボーナスも何もないで6,150万円の費用で支払いされておる、こういう実態です。これは次のほうに譲りましょう、ありがとうございました、もうそれでいいです。

じゃ、その次に、小学校の学校の管理費の部分で、小学校管理費で6,063万円があります

が、これについて少しお尋ねしますが、同じようにこれは小学校ですから8校分ですよ。何人の方の嘱託は何人、臨時が何人の費用としてこれだけが上がっておるんだということをちょっと教えてください。

○議長（田村 兼光君） 繁永学校教育課長。

○学校教育課長（繁永 和博君） 学校教育課、繁永です。嘱託職員につきましては小学校費でいきますと、小学校の人数でいきますと、給食調理員等々入れますと37名、臨時につきましては介護員ということで3名分の予算を上げております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 37名の嘱託と3人の臨時の方の賃金であると。当然これもボーナス等含まれてないから、こういうふうに払われるお金の総額ということですよ。

ということになりますとですよ、小学校、学校の関係まだ、保育園を見てみますと、24名の職員の中で5名の方が正職員で、残り19名の方が臨時、嘱託ということになると、実際保母さんとしての仕事を臨時の方々がほとんど同等以上にやらなければならない状況で業務をやっておる、こういうふうに私は理解したいんですが、どうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課、平塚でございます。業務内容といたしましては、保育士の資格を皆さんお持ちでございます。一応同じ保育の業務を行っておるということでございます。以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 実情がそういう状態ということです。

3番目の通告にある労使協定というのは、先ほどお話しましたが契約書がなく、事例の中にその内容書いておるといことなので、これは向こうの契約書の印鑑をとるといような契約にはなっていないのしょうから、労使で協定する内容というのはないと。嘱託職員と雇う側の何らかの協定の形があるかと言われたら、今存在しないと、こういうふうに理解したい。どうですか。

○議長（田村 兼光君） 総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課の則行です。現在出しております雇用通知書につきましては、相手から印鑑はもらっておりません。職印をついたものを相手に渡しているものでございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 今まで実情をお尋ねしてまいりました。まだ詳しいことお尋ねしたいことありますが、ちょっと時間的なものがありますので、これで切って、少し御提案だけさせていただきます。

この第7節の賃金の項、どの項でもあるわけですよ。だから、先ほどあなたは平成26年度

で2億3,000万の数字だというふうにお話がありました。ね。これ実は私もね、予算書で拾ったんですよ。この年の予算が何ぼになっちゃうか。これは賃金の第7の賃金の項全部拾ったんです、その数字を。そうせんと、わからんわけですよ、何ぼ払うたか。全部拾うて、あなた2億3,000万というふうに、これは決算書類でお話なさったんでしょから、それでいいんですが、この年の予算総額は3億超えているんですよ。だから実際は使うのは少なかったんでしょ、それはそれでいい。その分についてはもういいです。

今年度、平成28年度の予算は、今みたいに拾った、おたくはさっきの決算の数字持ってたんですから、今年度のその数字の合計は持っておられます。

○議長（田村 兼光君） 総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行です。今年度の分については持参しておりません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） じゃ、私が申し上げます。これ款2からずっと最後まであります。先ほど申し上げたように、保育園費の6,150万というのが一番高いのですよね。

その次に、小学校の小学校学校管理費が6,063万円、その他いろいろあります。これはあくまでも各款項目の7節の賃金の項だけを総計したもんです。ただ3,000円とか1,000円とかありますが、これは枠どりは外してまして、それをトータルしたら幾らになると思います。皆さん、ようわからんじゃないかと思う、私もようわからん。これトータルしたら3億3,000万になるんです、今年度の予算の中で。

先ほどからの質問で聞いておりますと195人の臨時の方々、嘱託と臨時の方々がいらっしゃる。その方々の賃金として3億3,000万の予算が立てられておる。これは予算書見ても、決算書見ても、例えば正職員、ことしの予算、皆さんごらんになってわかると思いますが、人数189人で、給料で6億8,900万、手当で4億9,900万、共済費が2億8,000万で14億7,000万程度上がってます。それ以外に議員、三役あるいは各特別職の報酬等が出てます。しかし、この分については決算書ではきちんと整理した形で出てない。これはこのままでいいんでしょうかね。

○議長（田村 兼光君） 総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。今さっき私が嘱託賃金が2億2,820万8,000円、臨時職員が989万3,000円と申しましたが、このほかにまだまだ決算で出す場合にはほかの部分、保育士は保育士ということで銘打って出しておるものがございます。保健師の賃金といたしまして7万2,600円、保育士の賃金といたしまして1,498万8,000円等もろもろございまして、この賃金で上がっている26年度決算総額については2億6,977万円という総額が計上されております。

ですから、先ほど申しました分は囑託という部分で限定をしていた部分と。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） では、もうこれで。そこで町長にお尋ねします。これについて、このままの状態で行っていいというようにお考えでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には人件費の削減とか、そういう形の中で過去からずっとこういう形で来ておるわけでございます。そういう形の中で、私も少し非正規の職員、改善をしてあげたいということでワークシェアリング、これをやらないかという形になるけど、なかなかやっぱりそれをやっているとこないというふうな事情で、今後契約職員という形の中で、そういう一つの待遇改善を私はしてあげたいな。そのかわり、できれば一般職の給料下げたいと思うんですけど、なかなか労働組合があつてそうはいかないという形になりますんで、そのところ人件費の削減と待遇改善という形になるから、県からとかいろんな決算上の問題、それから定数の問題等々して定数は極力下げていく、そして人件費は上げるなという。

今回安倍さんが若干そういう体質になってきたんで、少し国のほうも緩やかな形になってくるかなという、私の今考え方もあるんで、そのところはある程度、同一労働同一賃金と安倍さんが言い出したんで、そういう形で今後新しい職務給あたりのものも導入していいかなと。そのかわり若干下げるよという話をして、現代の職員は下げられないよと、そういうものもやっぱり模索をしていく必要があるかなと、このように考えています。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） いろいろ申し上げたいんですが、あと五、六分で来ますんで、もうお尋ねすることはそれで終わります。

ただ一つ最後に、申し上げておきたいのは、今、保育園の関係でも、ここ4年間で見たら予算で上がっちゃうのは5,400万、5,900万、5,700万、6,000万ちゅうて、毎年近い金額が上がってきよる。ていうことは、正常な仕事をしながら、ね、同じような費用使うんだけど、安い給料で我慢した。ましてや先ほどお話ありましたように、正職員であるなら自治労がせわしいもんですけどおっしゃってます。

この方々はそれが無い。だから、この前みたいに、産休の問題が起こったときには、労働基準監督署に直接言わんにゃならん。それが介入してきて、いろんな話が広がる。こういうパターンが起こります。ていうことは、これだけ毎年同じような予算を組まんにゃならんように、同じような業務をするような人たちは、先ほど町長おっしゃいましたように正規化していく、こういうような方向はね、定数条例もありますけどもね、これはこれで極端なこと言うて——これ時間がないから、もうやめますけど。

○議長（田村 兼光君） まだいい。

○議員（1番 小林 和政君） いい。それで、そういう方向を考えてやっていただく、そうすることによって、先ほど問題になったような問題も徐々に改善されていく、職員の意欲が湧く、住民の信頼を得ることができる、これが一番先にやることじゃないか。

工藤さんが先ほど、いろんな条件をよくすることによって人を引きつけようという方向はどうですかというようなお話をされました。私もそれはそれでいいと思うんですが、根本的な築上町としての信用をつくり上げるのは人間だと思うんです。だから、個々の人間がしっかりすることによって、この町の信用を上げる努力をしていきたい、そうしていただきたい。そういうことと もう一個だけ、採用についてもきちんとしたルールをつくってやるべきだと思います。

それともう一個は、さっき申しあげましたように、この賃金も、決算書に何らかの形で表で見られるような形に持っていくのが正しい姿じゃないかと思います。どうかひとつ御協議をいただきたい。

これで終わります。

---

○議長（田村 兼光君） これで、本定例会での一般質問を全て終わりました。

以上で、本日の日程は終了しましたがけれども、さっき事務局から申しましたように、2時46分に1分間の黙祷、協力お願い申し上げます。

午後2時41分散会

---